

平成25年度

第24回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年3月4日(火)

開会13時35分 閉会14時38分

場 所 教育委員室

平成 2 5 年度
第 2 4 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 報 告

- ①平成 2 6 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
(追加提案)
- ②県立学校における転落事故の防止等に関する調査結果について

(2) 協 議

- ①第 3 次大分県子ども読書活動推進計画案について
- ②大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について
- ③平成 2 7 年度大分県立高等学校入学者選抜（第一次）について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	竹 野 泰 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課参事（総括）	林 加代子
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課長	小 池 昭太郎
	文化課長	佐 藤 英 一
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

2 傍聴人

15 名

開会・点呼

(松田委員長)

本日はビデオカメラ等4台の撮影を許可していますので、よろしくお願ひします。

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

それでは、ただいまから平成25年度第24回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思ひます。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は14時30分を予定しています。
よろしくお願ひします。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の②については人事に関する案件であります。また協議③については未成熟な情報により県民の混乱を生じさせるおそれが強い案件なの

で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは協議の②及び③の2件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い次に、非公開による議事を行います。

【報 告】

①平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について (追加提案)

(松田委員長)

それでは、第1号議案「平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案を求めます。

(野中教育長)

報告第1号「平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」ご説明いたします。

報告第1号の3ページをご覧ください。

平成26年第1回定例県議会に上程された追加議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどにある平成25年度大分県一般会計補正予算(第3号)関係部分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づき教育長が臨時に代理して2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同規則同条第2項に基づき、ここに報告いたします。

当該議案の内容等につきまして、ご説明します。

42ページをお開きください。

下から3段目に2重線で囲んでおりますが、補正予算計上額は、右から2列目の補正予算額の欄にございます、37億1,789万2千円の減額です。

内訳は、その下にありますように、人件費が32億894万7千円の減額となっており、その主な理由は、昨年7月1日から実施している給料の特例減額措置及び教職員の減などによるものです。

事業費につきましては、5億894万5千円の減額となっており、この結果、補正後の予算総額は、右端の欄の下から3番目にありますように、1,104億8,784万4千円となります。

個別事項の説明については、次のページの「事業概要」で説明させていただきます。

1番の「高等学校施設整備事業」、2億3,731万4千円の減額です。これは、高等学校の武道場や屋内運動場等の天井等落下防止に係る「非構造部材耐震対策」として1,997万5千円、玖珠新設校のグラウンド整備に係る「用地購入費」として3,532万8千円を今回の補正でお願いしていますが、その一方で、大規模改造などの入札残により、全体として減額になっています。

2番の「文化活動推進事業」、2億円の増額は、芸術会館に寄託されている南海コレクション50点について、売却され散逸する恐れがあることから、購入に備えて美術品取得基金に、2億円を積み増すものです。

なお、詳細につきましては後ほど、文化課長から説明いたします。

3番の「文化財発掘受託事業」、7,248万円の減額は、国等から委託を受けて実施する埋蔵文化財発掘調査において、高速道路等の建設事業の進捗状況により受託額が固まったので、所要の補正を行うものです。

4番の「全国高等学校総合体育大会開催事業」1億1,578万3千円の減額は、昨年8月に開催しました全国高等学校総合体育大会の実行委員会への負担金額が確定したことにより、所要の補正を行うものです。

以上でございます。

(佐藤文化課長)

説明資料の44ページをご覧ください。美術品の取得について、報告します。

南海コレクションと呼ばれる美術品が、佐伯市の健康保険南海病院(以下「南海病院」という)において、昭和50年代に医療の一環として、来院者などの癒しのため収集され、約600点ほどあります。

シャガールやローランサンなど20世紀のフランス美術の画家やパリで学んだ日本人画家を中心とした明るい具象画が大半を占めています。

次の45ページをご覧ください。この一覧表は、芸術会館に寄託されている南海コレクションの50点全てであり、著名な作家の作品がずら

りと並んでおります。

前のページに戻り、中段にありますローマ数字のⅡ、「コレクションと県との関わり」をご覧ください。芸術会館において、平成16年度「パリと画家たち」展として開催され、初めてこのコレクションが、多くの県民に鑑賞されました。

その後、芸術会館に寄託された作品は、H20年度～H25年度の6年間に亘って、芸術会館の展覧会で展示され、作品の優しい雰囲気県民の心を和ませ、根強いファンを形成してきました。

ローマ数字Ⅲの(1)をご覧ください。昨年10月に、南海病院の経営母体である(社)全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)は、寄託50作品について、寄託先の大分県に対して、25年度中の売却を打診してまいりました。

この寄託作品については、①日仏の主要な画家の作品が、まとまったコレクションとして、身近にある状況が極めてまれなことであり、②洋画部門の充実につながる優れたコレクションであることや、③県民に親しまれてきた貴重なコレクションであることなどを踏まえ、県が保有することにより、散逸の危機を回避し、27年春開館予定の県立美術館に作品を引き継ぐ意義があることから、全社連と協議を開始しました。

県として、適正な価格で取得するため専門家による評価を求めたところ、作品の評価額は3億9,908万円でした。

この評価額を踏まえて、本県との関係性や芸術会館での寄託作品のこれまでの管理経費などを考慮した金額を提示し、その結果9,995万円が減額され、売却額について、2億9,913万円で合意に達しました。

このことから、購入に備えて、美術品取得基金に積み増しを行うため、3月補正に2億円を計上するものです。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林職務代理者)

ピカソなど県が所有した場合、県内の子どもたちが、直接見ることができますか。

(佐藤文化課長)

可能性はあります。本年度も佐伯の地域巡回展で、昨年は杵築市や由布市において、展覧会を実施しました。今まで寄託者の許可が必要であったが、所有が変わったことから、展示ができる可能性があります。ただし展示の仕方に工夫が必要となります。

(松田委員長)

子どもたちに見せることができることはよいことですね。

(林職務代理者)

2億円を積みまして2億9千万円で購入した場合、基金はどうなりますか。

(佐藤文化課長)

26年3月に1億3千5百万円あります。2億円を積みまして、次年度に3千数百万円の残となるので、今後適正に管理することが必要であります。

②県立学校における転落事故の防止等に関する調査結果について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「県立学校における転落事故の防止等に関する調査結果について」報告をしてください。

(宮脇教育次長)

報告②の1ページをご覧ください。

この事故は、2月5日に県立中津南高校で3年男子生徒が窓の清掃中に4階から2階テラスに転落し、死亡するという大変痛ましい事故でした。

2月12日の教育委員会で説明いたしました。本日はその後の対応について説明します。4 事故後の対応(3)の③のところからになります。

前々回の教育委員会がありました2月12日に、県立学校長及び市町村教育委員会教育長宛に「学校における転落事故の防止について」の通知を发出了しました。

通知内容は大きく2点で、1点は、安全教育について、『2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと』等、具体的な指導内容を指示しています。

2点目は、各学校に窓清掃等に関する調査及び転落防止に係る施設設備の安全点検の調査を指示しました。この調査は、今回の転落事故を受けて、県立学校における転落防止にかかる施設設備の状況及び窓清掃の実態や安全指導の状況を把握するために行ったものです。

发出文書及び調査項目等は6ページから13ページにございます。また、調査結果については、4ページに「転落防止に係る施設設備の安全点検実施結果」、5ページに「窓清掃等に関する調査結果」をつけています。

これら2つの調査結果から分かった課題と今後の対応について、2ページ、3ページにまとめてありますので、これに沿って説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、「転落防止に係る施設設備の安全点検」についてですが、調査の結果判明した状況としましては、屋上については、出入り口の施錠ができない学校が1校、天窓の周囲に立ち入りが可能な学校が1校あることがわかりました。また、窓については、窓下に足掛かりとなるものを置いている学校が36校あり、床から窓下までの高さが1.1m未満の学校が43校あることがわかりました。庇については、容易に立ち入れない措置がなされていない学校が22校あることがわかりました。バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等については、手すりに腐食・ぐらつきがある学校が10校、階段床の仕上げ材・滑り止め破損等がある学校が8校、付近に足掛かりとなるものを置いている学校が3校あり、その他、屋内運動場の階段・踊り場の手すりの高さが1.1m未満となっている学校等があることがわかりました。

続いて「窓清掃等に関する調査」について説明します。

調査の結果判明した状況としましては、まず、窓清掃の状況についてですが、約9割の県立学校において、児童生徒に窓の清掃を行わせており、その頻度は、学期に1回が最も多いということがわかりました。

次に手の届かない部分の清掃については、柄付きモップで清掃をしている学校が19校、生徒に手の届かない部分は清掃させていない学校が15校（その他に計上）ある一方、「ロッカーの上に上がる」「椅子等の上に上がる」「窓の棧に上がる」とした学校が、それぞれ、19校、28校、10校あること、また、児童生徒用のロッカーを、教室内の窓側、廊下の窓側に置いている学校が、それぞれ4校、32校あることがわかりました。

窓清掃に対する安全指導の状況については、2階以上の窓の清掃を「行っていない」「内側だけ拭く」「十分注意するよう指示しながら行っている（その他に計上）」などとしている学校が全体の半数を占める一方、「特に指示はせずに行っている」という学校が20校あること、また、窓の清掃を行う前に安全指導を行っていない学校が23校あり、窓清掃のマニュアルがある学校は4校に止まっていることがわかりました。

清掃時の事故等の発生状況やその際の安全指導の状況については、過去5年間に、「清掃時にけが等をする事故が起こった」学校は1校（今回の事案）、「清掃時にけが等をしそうになる事例が起こった」学校は1校であり、いずれにおいても、事前に安全指導を行っていなかったことがわかりました。

続いて3ページの、課題と今後の対応をご覧ください。

学校における転落事故の防止に当たっては、学校の状況を把握した上

で危険な場所が見つかったときは速やかに対応する必要があります。また、児童生徒の発達段階を考慮しながら、事故の危険性について児童生徒に認識させ、危険な行動を取らないよう、安全指導を行う必要があります。

今回の事故を受けて、県教育委員会では、これまで、3度の通知を发出し、先ほども触れましたが、2月12日付けの通知では、

①窓の清掃時は、事前に安全な清掃方法を指導し徹底すること

②2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと

③窓のそばで机、椅子、ロッカーの上に立ち上がらないこと

等を指導しましたが、今回、指導内容が徹底されるよう実態調査を行ったところであります。

今回の調査により、屋上、窓、庇、バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等について、安全上の課題がある学校があることが分かりましたので、今後、当面、天窓、腐食やぐらつきのある手すりなどの危険箇所や、庇に立ち入らないことを児童生徒に周知徹底すること等について学校を指導します。

また、窓清掃等については、手の届かない部分の清掃の仕方について、各学校の実態が異なっているとともに、ロッカーを窓側に置いている学校があること、また、窓清掃に対する安全指導が徹底されてこなかったことが分かりました。

今後、安全確保が徹底されるよう、特に2階以上の窓について、窓の外側を含め手の届かない部分をどのように清掃するべきか、窓側に置く設備についての留意点は何か、窓清掃に係る適切な安全指導の内容をどのように行うかなどについて、児童生徒の発達段階や各学校の特性を踏まえつつ検討した上で、改めて学校に対して指導を行うこととします。

併せて、各学校において、県からの指導を踏まえて転落防止に係る留意点を整理するよう求めることとします。

最後になりますが、もう一度、1ページにお戻りください。

4 事故後の対応(4)についてですが、現段階で17日と26日の2回、教育委員会による現地調査を行っています。

5 今後の対応といたしましては、事故発生状況に関するとりまとめを行うとともに、ただいま報告しました調査結果を踏まえた学校への指導や施設の改修等を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(麻生委員)

報告書としてまとめたことはいいことだと思います。基本的にこの考え方を周知徹底させて、できるだけ早くこれを各学校が掌握して実行することが一番肝心だと思います。そのためには「いつまでに」ということが必要である。この中には、その部分の説明がありません。いつまでに改善し指導を行うということ、その辺をはっきり出して各学校に周知徹底して、することを決めないといけません。例えば、1学期の終わりまででは遅いという気がするので、その辺をもう一度検討の上、実行に移してください。

(宮脇教育次長)

ご指摘のとおりだと考えています。アンケート中で個々の学校によって状況が違う場合があるので、詳細を調べて、早急に指導します。

(林職務代理者)

将来的に2階建て以上の窓ガラスの外側を拭くのを子供たちがやらないのか、あるいはモップや磁石付きの清掃用具で外側をやるのか、業者にやってもらうにも予算が必要と思いますが、その辺りの検討状況はどうですか。

(宮脇教育次長)

業者を含めて検討しているところですが、基本的には2階以上の外側の窓は拭かせないということで進めていきます。

(松田委員長)

学校等を訪問して感じることは、建設した時は、ロッカーとかも置いていません。窓際にそういう物を置く場合は、学校を建築する時に、なにか規則みたいなものはないのですか。

(竹野教育財務課長)

建築基準法でいいますと1. 1m以上のフェンスや壁を設置するように義務づけられているのは、屋上のフェンスやベランダのフェンスで、直接外に面している部分が建築基準法で1. 1m以上の確保を義務づけられており、そういったところについては、必ず高さが確保されています。

ただし、学校の廊下の窓については、建築基準法上は高さの制限はありません。ただ、直接外に面しているような廊下の窓等については、できる限り建築基準法上の1. 1mの高さがあることが望ましいということと言えますので、今回調査をしました。

校舎の設計等については、業者等との打ち合わせの時には、基本的にはそういった考え方でやっていますが、高さを高くすることによって、

景観というか、ある程度見通しが悪くなるということもありますので、現実的には1.1m以上ないところが、先程報告したとおり、四十数校あったということで、これについては、どのような対策を取るかについて、今後検討し、実行して参りたいと思います。

(松田委員長)

ロッカーを教室内に置いている学校と廊下側に置いている学校がありますが、できるだけ教室内に置けるようにスペースがあれば、というものも考えられるかなと思います。建築で決められたものでやっているけれど、実際生徒が入ってクラス運営や学校運営する際には、どうしても生徒が使いやすいように（教材等を）セッティングしたりしますよね。そういったものも指導を徹底してやらなければいけないと思います。

(岩崎委員)

ご報告をいただいて、対応を速やかに取るということについては、まず一歩踏み出している訳ですから、これからやっていただきたいと思います。

先程、麻生委員が言われたとおりだと思ってまして、具体的に「いつまでに」これをするのかということを中心に判断しなければいけないのかなと思います。

問題は、色々アンケートを取られたなかで、県教委の事務局も意識していると思いますが、法令上違反になっているのかという部分、設置物の瑕疵といえるのかどうかという部分、より安全性を高めるためにそうした方が望ましいと考える部分、この3つの部分は、きちんと分けて考える必要があると思っています。先程のご説明だと、法令上の問題点は多分ないのでないかと思っています。法令上の問題は別にして、廊下の外側に高いものを置いていると転落の可能性があるということ、これは規制があるか分かりませんが、場合によると、それについては、速やかに「そういうことはしてはいけません」ということで、撤去しなければいけないのかなと思います。場合によれば設置物の瑕疵となり得るのかなとも思います。

窓の高さが1.1m以上であるべきではないかという問題は、より安全性を考える、あるいは他の要素を考えて、総合的判断をすることになると思うので、これは時期的な問題でいえば直ちにではなく、いつまでに検討するかということでも良いと思います。そういった点をきちんと整理して、時期を決めて方針を出さなければならないと思っています。時期決めと、分けることは早めやらなければならないかなと思っています。

(松田委員長)

他にありませんか。

(林職務代理者)

2ページの一番下に今回の調査で清掃時に怪我をしそうになったという事例があったということがあるのですが、今回の事例の他にあったということですか。

(蓑田体育保健課長)

清掃時に怪我をしそうになった事例が起こったというのは、窓の棧にまたがって落ちそうになった事例です。横にはベランダがありましたが、危ないからすぐに降りなさいという指導をしたということです。

(林職務代理者)

子供たちは、そういう行動を取ってしまうことがあるので、安全指導を徹底しなければならないということですね。

(野中教育長)

今回の事件を受けて、いくつかの通知を出して、そして、当時考えられる危険防止策ということで指示をしています。3ページに次長から説明しましたがけれど、2つ目の丸で①、②、③ということで、清掃時についての安全な清掃方法をきちんと指導しなさい、2階以上の窓については、安全が確保されない場合は絶対やってはいけない、窓のそばで机等に上がらないということを指示しました。

今回、清掃上の問題だけでなく、より積極的に設備全体はどうかということの調査をしました。今回明らかになったのは、設備の点で屋上に入れるようになっていたりとか、ぐらぐらしているなど危険なところが分かりました。これは直ちに、危険な箇所に入らないなどの対策をするよう指示しています。

全体で分かったことは、各学校でかなりバラバラの扱いをしているということです。今後の課題としては、手が届かないところの清掃を今後どのようにするのか、それとロッカーの窓側に足掛かりになるようなものを置いてはいけないという点があるのですが、これがどういう状況でその足掛かりというのか、小学生や小さなお子さんが遊びで、いろんなことをする段階でちょっと乗れるようなところに乗ると転落しやすいと、そのような状況のことではなないかと思います。そういったことで状況もふまえて調査した上で、ここに書いてある3点について、結論を出して指示を出さなければなりません。

2階以上の窓の外側を含めどのように清掃するか、窓側に置いてある設備についてどう考えるか、留意点は何か、清掃について適切な安全指導をどのように行うか、これらについて、3月中に指導通知を出したい

と思っています。

(松田委員長)

今後の対応について、アンケート、調査等についても、清掃だけでなく、幅広いアンケートを取っていただき、この調査に基づいて、一刻も早く安全な学校を作っていただきたいと思います。

【協 議】

①第3次大分県子ども読書活動推進計画案について

(松田委員長)

それでは、協議の①「第3次大分県子ども読書活動推進計画案について」協議をします。

(法雲社会教育課長)

〈説明概要〉

- ・第3次計画案の内容について
- ・目標指標について
- ・パブリックコメント結果について

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

読み聞かせについては、小学校高学年では自主的な読書という方法もあります。読み聞かせボランティアのスキルアップをどのようにしていくかよく考え取り組んでほしいです。

(法雲社会教育課長)

県内ではボランティアによる高校生への読み聞かせの事例があります。読後感の共有や、地域の方との交流等の二次的効果もあります。ボランティアや学校がどのような本を選ぶかが大切であると考えています。

(麻生委員)

2 ページに、子どもを持つ前の人々の読書活動への理解促進について書かれていますが、実際に子どもを持っている家庭での読書については書かれていないのですか。

(法雲社会教育課長)

本編の13 ページ第3章で、家庭における読書活動の推進について記述しています。家庭での読書活動が重要であると考えています。

(松田委員長)

計画案をよく見て、また意見等あればお願いしたいです。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

それでは、非公開の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

1 課（教育改革・企画課）在室

②大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

(説明)

(松田委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(松田委員長)

他に何かはございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、提案の方向で進めてください。

③平成27年度大分県立高等学校入学者選抜（第一次）について

※当初、非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開する。(要旨公開日：3月27日)

(教育委員会事務局)

〈説明概要〉

- ①第一次入学者選抜における改善項目5点について
(出題方針、検査問題の方向性、配点、検査時間とそれに伴う検査日程)
- ②改善理由3点について
(1. 中学では知識・技能とともに思考力・判断力・表現力を重視、
2. 中学の基礎・基本的事項と高校でも必要な思考力・判断力・
表現力を問う、3. 前述のために十分な検査時間が必要)
- ③具体的改善事項について

(教育委員からの質問・意見)

- ・知識は分るが、技能は何か。
- ・思考力・判断力・表現力を重視するということは、一般的には難しくなるのか。
- ・学校側(中学校)は、この改革の方向は知っているのか。
- ・変更をなるべく早く中学校に知らせて頂きたい。
- ・(早めに知らせる必要もあるが) 検討期間をしっかりとったほうが良い。
- ・(入試) 問題のサンプルを示して頂きたい。

(教育委員会事務局)

- ・各教科において習得すべき技能というのものがある。たとえば、数学であれば「グラフ」を書くなどである。
- ・思考力・判断力・表現力を十分に測るといっても、全てが難しい問題ではなく、基本的な問題の中にも思考判断を測る問題はある。全てが難しくなるといふ誤解を招かないようにしたい。
- ・学校側(中学校)は、この改革を知らない。しかし、全国的な動向として、このような動きはある。
- ・議決されれば、速やかに学校に知らせたい。なお、過去5年間で出題方針を変更した20県のうち周知しないのが7県、周知期間が1年未満が9県、1～2年が3県、2年以上が1県という状況である。
- ・今月あと2回の協議(検討)を予定している。
- ・(問題サンプルについては) 次回示す。

(松田委員長)

それでは、これで平成25年度第24回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第24回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年3月4日（火）

13:35～14:30

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

（1）報 告

①平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
（追加提案）

②県立学校における転落事故の防止等に関する調査結果について

（2）協 議

①第3次大分県子ども読書活動推進計画案について

②大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

③大分県立高等学校入学者選抜（第一次）における改善について

（3）その他

4 閉 会

報告第一号

平成二十六年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十五年三月四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教委教改第2019号

平成26年2月28日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

委員長 松田 順子



議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成26年2月24日付け財第1131号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

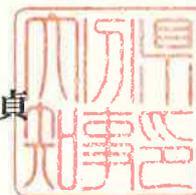
財 第 1 1 3 1 号

平成 2 6 年 2 月 2 4 日

大分県教育委員会

委員長 松 田 順 子 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

平成 2 5 年度大分県一般会計補正予算（第 3 号）関係部分

2 議案上程県議会

平成 2 6 年第 1 回定例県議会（追加議案）

第53号議案

平成25年度 大分県一般会計補正予算（第3号）

平成25年度大分県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,195,426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ578,592,269千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年3月3日提出

大分県知事 広瀬 貞

	3 河川海岸費	18,159,165	△	1,712,135	16,447,030
	4 港湾費	3,020,551		321,780	3,342,331
	5 都市計画費	6,600,367		253,072	6,853,439
	6 住宅費	1,310,427	△	7,457	1,302,970
9 警察費		26,123,090	△	600,197	25,522,893
	1 警察管理費	25,069,107	△	577,038	24,492,069
	2 警察活動費	1,053,983	△	23,159	1,030,824
10 教育費		121,697,485	△	3,591,920	118,105,565
	1 教育総務費	11,367,793	△	33,771	11,334,022
	2 小學校費	42,482,196	△	1,061,408	41,420,788
	3 中學校費	25,271,181	△	811,771	24,459,410

	4 高等学 校 費	27,844,260	△	1,140,305	26,703,955
	5 特別支援教育費	9,940,126	△	483,919	9,456,207
	6 大 学 費	1,102,124		48,993	1,151,117
	7 社 会 教 育 費	2,118,690		13,243	2,131,933
	8 保 健 体 育 費	1,571,115	△	122,982	1,448,133
11 災 害 復 旧 費		15,021,957	△	9,981,626	5,040,331
	1 農 林 水 産 業 施 設 復 旧 費	5,752,755	△	2,435,191	3,317,564
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,269,202	△	7,546,435	1,722,767
12 公 債 費		94,374,740	△	1,394,373	92,980,367
	1 公 債 費	94,374,740	△	1,394,373	92,980,367
13 諸 支 出 金		32,311,853		20,126,762	52,438,615

1	積立金	2,640,678	17,569,624	20,210,302
2	地方消費税清算金	16,637,230	1,956,503	18,593,733
3	利子割交付金	267,773	△ 16,197	251,576
4	配当割交付金	140,141	163,469	303,610
5	株式等譲渡所得割交付金	34,499	364,367	398,866
6	地方消費税交付金	11,425,411	85,018	11,510,429
7	ゴルフ場利用税交付金	256,260	8,158	264,418
8	自動車取得税交付金	908,518	△ 4,263	904,255
9	利子割精算金	1,343	83	1,426
	歳出合計	585,787,695	△ 7,195,426	578,592,269

第 2 表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 335,322
2 企画費		水源地域振興対策費	142,980
		鉄道駅耐震補強事業費	111,270
6 防災費			31,710
			192,342
		津波等被害防止対策事業費	23,657
		防災情報伝達体制整備事業費	168,685

3 福祉生活費			608,347
	1 社会福祉費		307,423
		障がい者福祉施設整備事業費	74,425
		介護基盤緊急整備事業費	232,000
		遺家族等援護事業費	998
	2 児童福祉費		300,924
		子育て支援対策充実事業費	300,924
4 保健環境費			124,370
	2 環境保全費		124,370
		防災拠点再生可能エネルギー導入事業費	124,370
6 農林水産業費			12,071,358

1	農業費		34,570
		地域育成型就農システム支援事業費	34,570
3	農地費		4,694,946
		基幹水利施設保全対策事業費	181,303
		地域農業水利施設保全対策事業費	10,163
		小水力発電施設整備事業費	182,901
		畑地帯総合整備事業費	60,000
		経営体育成基盤整備事業費	749,240
		農業基盤整備促進事業費	24,898
		広域営農団地農道整備事業費	705,012
		農道保全対策事業費	12,900
		農村振興総合整備事業費	460,688
		中山間地域総合整備事業費	1,106,974

	農地環境整備事業費	43,309
	演習場周辺障害防止対策事業費	555,717
	農業集落排水事業費	15,000
	防災ダム事業費	33,499
	ため池等整備事業費	70,534
	危険ため池緊急整備事業費	279,912
	地震対策ため池緊急整備事業費	30,834
	河川工作物応急対策事業費	82,546
	地すべり防止対策事業費	58,490
	海岸保全事業費	31,026
4	林業費	5,634,039
	林業再生県産材利用促進事業費	670,000
	木造建築物等建設促進総合対策事業費	471,212

力強い林業事業体育成事業費	138,132
椎茸振興対策事業費	41,018
荒廃人工林緊急整備事業費	12,125
林業再生路網整備事業費	115,784
森林基幹道開設事業費	195,182
森林管理道開設事業費	188,941
フォレストコミュニティ総合整備事業費	71,137
林業専用道整備促進事業費	678,220
造林事業費	1,089,560
復旧治山事業費	934,433
予防治山事業費	370,600
地域防災対策総合治山事業費	145,766
林地荒廃防止事業費	89,280

	集落水源山地整備事業費	132,211
	水源の里保全緊急整備事業費	62,860
	山地災害総合減災対策治山事業費	154,427
	地すべり防止事業費	38,085
	県単治山事業費	35,066
5	水産業費	1,707,803
	沿岸漁場基盤整備事業費	329,629
	地域水産物供給基盤整備事業費	136,604
	水産流通基盤整備事業費	805,278
	水産生産基盤整備事業費	113,703
	水産物供給基盤機能保全事業費	150,276
	漁港施設機能強化事業費	58,700
	漁港漁村強化支援事業費	6,800

			漁業集落環境整備事業費	45,500
			漁港海岸保全施設整備事業費	2,660
			港整備交付金事業費	58,653
7	商 工 費			154,486
		2	工 鉦 業 費	154,486
			循環型環境産業創出事業費	8,000
			休廃止鉦山対策費	146,486
8	土 木 費			34,238,024
		1	土 木 管 理 費	162,946
			県有建築物防災対策推進事業費	49,218
			庁舎営繕費	11,481

	大規模施設計画の保全事業費	102,247
2 道路橋梁費		22,383,412
	道路橋梁調査費	1,082,660
	(単) 交通安全事業費	403,803
	(単) 側溝整備事業費	5,360
	(単) 舗装道補修事業費	17,700
	(公) 地域活力基盤交通安全事業費	3,906,590
	(公) 地域活力基盤舗装道補修事業費	90,132
	(単) 道路改良事業費	1,774,530
	(公) 道路改良事業費	3,431,900
	(公) 地域活力基盤道路改良事業費	8,739,719
	(単) 橋梁補修事業費	742,862
	(公) 地域活力基盤橋梁補修事業費	2,139,841

		(単) 橋梁整備事業費	48,315
3	河川海岸費		7,344,394
		(単) 河川海岸改良事業費	234,979
		(公) 広域河川改修事業費	1,615,998
		(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	50,550
		(公) 統合一級河川整備事業費	370,159
		(公) 統合二級河川整備事業費	434,220
		(公) 障害防止対策事業費 (河川課分)	58,609
		(公) 河川災害関連事業費	281,366
		(公) 治水ダム建設事業費	502,800
		(公) ダム情報基盤総合整備事業費	106,908
		河川関係受託事業費	60,220
		災害関係受託事業費	66,600

	(公) 海岸環境整備事業費(河川課分)	91,308
	(公) 高潮対策事業費	60,200
	(単) 砂防改修事業費	190,222
	(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	206,951
	(公) 通常砂防事業費	485,463
	(公) 火山砂防事業費	797,174
	(公) 特定緊急砂防事業費	191,848
	(公) 地すべり対策事業費	265,646
	(公) 急傾斜地崩壊対策事業費	893,213
	(公) 砂防事業調査費	192,250
	(公) 砂防災害関連事業費	187,710
4	港 湾 費	1,164,068
	港湾調査費	34,368

	(公) 重要港灣改修事業費		237,200
	(公) 港灣環境整備事業費		126,800
	(公) 港灣改修統合事業費		302,500
	(公) 港整備交付金事業費		463,200
5	都 市 計 画 費		2,870,480
	(単) 街路改良事業費		308,550
	(公) 都市計画街路事業費		1,103,000
	(公) 地域活力基盤街路改良事業費		1,241,280
	(公) 連続立体交差事業費		210,100
	都市計画事業関係受託事業費		7,550
6	住 宅 費		312,724
	(公) 既設県営住宅改善事業費		312,724
9	警 察 費		106,721

	1 警 察 管 理 費			106,721
			交番・駐在所建設費	106,721
10 教 育 費				394,218
	4 高 等 学 校 費			365,125
			施設整備費	365,125
	5 特 別 支 援 教 育 費			27,177
			施設整備費	27,177
	7 社 会 教 育 費			1,916
			記録保存修理費	948
			地域の文化財魅力度アップ事業費	968
11 災 害 復 旧 費				2,777,595

1	農林水産復旧施設費		1,873,654
		団体営耕地災害復旧事業費	1,783,877
2	土木施設災害復旧費	林道災害復旧事業費	89,777
			903,941
		(単) 災害復旧事業費	15,362
		(公) 災害復旧事業費(河川課分)	888,579
合	計		50,810,441

第 3 表			
債務負担行為補正			
(1) 追加			
事	項	期 間	限 度 額
			千円
1	緊急雇用プロスポーツを活用した地域・人づくり推進事業	平成 25 年度 から 平成 27 年度 まで	69,400
2	緊急雇用アステイネーションキャンペーン魅力発信事業	平成 25 年度 から 平成 27 年度 まで	25,344
3	社会福祉介護研修センター管理運営委託料	平成 25 年度 から 平成 27 年度 まで	8,588
4	母子福祉センター管理運営委託料	平成 25 年度 から 平成 27 年度 まで	924
5	聴覚障害者センター管理運営委託料	平成 25 年度 から 平成 27 年度 まで	1,812

6	身体障害者福祉センター管理運営委託料	平成25年度から 平成27年度まで	3,528
7	緊急雇用高齢者交通事故抑止サポート事業	平成25年度から 平成27年度まで	6,930
8	緊急雇用CO2削減推進事業	平成25年度から 平成27年度まで	8,468
9	緊急雇用NPO人材育成事業	平成25年度から 平成27年度まで	14,110
10	緊急雇用私立高校生就職支援事業	平成25年度から 平成27年度まで	60,942
11	消防学校給食業務委託料	平成25年度から 平成26年度まで	14,646
12	産業人材確保等支援事業	平成25年度から 平成26年度まで	51,310
13	大分農業文化公園等管理運営委託料	平成25年度から 平成27年度まで	7,036

14	緊急雇用県産米粉消費拡大推進事業	平成25年度から 平成27年度まで	12,874
15	緊急雇用農産物流通情報高度化支援事業	平成25年度から 平成27年度まで	19,431
16	緊急雇用農林水産物輸出連携強化事業	平成25年度から 平成27年度まで	5,664
17	緊急雇用大規模園芸農家労働力確保対策事業	平成25年度から 平成27年度まで	12,442
18	国営大野川上流直轄事業負担金	平成25年度から 平成38年度まで	180,724
19	障害防止香下ダム管理施設改修事業	平成25年度から 平成26年度まで	188,560
20	林業研修所管理運営委託料	平成25年度から 平成27年度まで	1,250
21	復旧治山事業	平成25年度から 平成26年度まで	402,675

22	集落水源山地整備事業	平成25年度から平成26年度まで	57,750
23	マリノカルチャーセンター管理運営委託料	平成25年度から平成28年度まで	20,031
24	(単)交通安全事業	平成25年度から平成26年度まで	301,000
25	(単)身近な道改善事業	平成25年度から平成26年度まで	43,000
26	(単)舗装道補修事業	平成25年度から平成26年度まで	661,000
27	(単)道路改良事業	平成25年度から平成26年度まで	1,040,000
28	(単)橋梁補修事業	平成25年度から平成26年度まで	318,000
29	(単)河川海岸改良事業	平成25年度から平成26年度まで	300,000

30 (単) 緊急河床掘削事業	平成25年度から 平成26年度まで	187,000
31 (単) 砂防改修事業	平成25年度から 平成26年度まで	50,000
32 (単) 急傾斜地崩壊対策事業	平成25年度から 平成26年度まで	100,000
33 ハーモニーパーク管理運営委託料	平成25年度から 平成27年度まで	5,269
34 大洲総合運動公園及び総合体育館管理運営委託料	平成25年度から 平成29年度まで	27,776

(2) 変更			
事項	項目	期間	限度額
1	別府コンベンションセンター管理運営委託料		「111,121千円」を「105,534千円」
2	企業立地促進事業	「平成25年度から平成29年度まで」 を 「平成25年度から平成27年度まで」	「1,200,000千円」を「508,844千円」
3	公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間 欄及び限度額欄において「甲」という。）が公益社団法人大 分県農業農村振興公社（以下期間欄及び限度額欄において 「乙」という。）に農地保有合理化事業資金を貸し付けたこと について損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。		「(1)借入金額 171,000千円」を 「(1)借入金額 125,000千円」
4	農業近代化資金等利子補給		「267,103千円」を「182,137千円」
5	災害資金利子補給		「25,720千円」を「5,889千円」
6	特定災害資金利子補給		「5,952千円」を「11,880千円」
7	農業経営負担軽減支援資金利子補給		「33,864千円」を「21,073千円」

8	大家畜特別支援資金利子補給		「5,465千円」を「0千円」
9	漁業近代化資金利子補給		「155,202千円」を「86,417千円」
10	漁業経営維持安定資金利子補給		「7,691千円」を「0千円」
11	漁業経営安定化資金利子補給		「7,752千円」を「0千円」
12	国道217号道路改良事業(白木工区)		「550,000千円」を「0千円」
13	県道高崎大分線道路改良事業		「1,800,000千円」を「0千円」
14	生活排水処理施設整備費補助		「179,975千円」を「102,024千円」
15	大分スポーツ公園等管理運営委託料		「1,882,087千円」を「1,879,470千円」

16 県営住宅等管理運営委託料		「1,140,535千円」を「1,133,960千円」
17 教育センター機能強化事業		「1,015,451千円」を「1,027,548千円」

第4表

地方債補正

(1) 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	千円 60,000	証書借入れ又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

(2) 変更	起債の目的	補正前				補正後				摘要
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
	県立美術館建設費	千円 1,172,000				千円 0				
	防災情報伝達体制整備費	278,000				319,000				
	社会福祉施設整備費	104,000				130,000				
	土地改良費	1,905,000				1,678,000				
	農地防災事業費	721,000				408,000				
	林道費	359,000				355,000				
	治山費	1,533,000				1,450,000				
	沿岸漁場基盤整備費	355,000				212,000				
	漁港費	451,000				442,000				
	道路費	16,296,000				15,904,000				

河川	費	5,370,000	5,679,000
海岸	費	444,000	425,000
砂防	費	3,214,000	2,614,000
港湾	費	1,105,000	1,196,000
空港建設	費	51,000	48,000
街路	費	1,243,000	1,061,000
都市環境整備	費	405,000	446,000
防災対策推進	費	302,000	318,000
県立学校施設整備	費	134,000	100,000
警察施設整備	費	386,000	0
交通安全施設整備	費	239,000	237,000
土木施設災害復旧	費	2,974,000	578,000
漁港施設災害復旧	費	33,000	4,000

第 1 表								
歳入歳出予算補正								
入								
款	項	既	定	額	補	正	額	計
				千円			千円	千円
1 県	税			99,200,000			3,300,000	102,500,000
1 県	民 税			36,578,119			590,552	37,168,671
2 事	業 税			15,101,178			1,012,233	16,113,411
3 地	方 消 費 税			18,149,841			1,235,009	19,384,850
5 県	た ば こ 税			1,540,955			44,590	1,585,545
6	ゴ ル フ 場 利 用 税			370,941			4,214	375,155
8	軽 油 引 取 税			9,079,481			306,871	9,386,352

	9 自 動 車 税	14,417,646	29,954	14,447,600
	12 産 業 廃 棄 物 税	195,000	76,577	271,577
2 地方消費税清算金		22,696,000	152,693	22,848,693
	1 地方消費税清算金	22,696,000	152,693	22,848,693
3 地方譲与税		18,530,000	1,800,000	20,330,000
	1 地方法人特別譲与税	15,525,000	1,800,000	17,325,000
4 地方特例交付金		323,000	9,021	332,021
	1 地方特例交付金	323,000	9,021	332,021
5 地方交付税		170,100,000	2,989,460	173,089,460

	1 地方交付税	170,100,000	2,989,460	173,089,460
7 分担金及び負担金		4,026,042	△ 190,580	3,835,462
	1 分担金	314,407	△ 151,184	163,223
	2 負担金	3,711,635	△ 39,396	3,672,239
8 使用料及び手数料		5,501,326	△ 3,785	5,497,541
	1 使用料	3,608,103	△ 42,413	3,565,690
	2 手数料	1,893,223	38,628	1,931,851
9 国庫支出金		90,677,341	8,975,297	99,652,638
	1 国庫負担金	24,214,837	103,994	24,318,831
	2 国庫補助金	64,392,883	9,173,690	73,566,573

	3 委 託 金	2,069,621	△	302,387	1,767,234
10 財 産 収 入		1,491,195		207,487	1,698,682
	1 財 産 運 用 収 入	991,603	△	14,744	976,859
	2 財 産 売 払 収 入	499,592		222,231	721,823
11 寄 附 金		16,500		1,353,603	1,370,103
	1 寄 附 金	16,500		1,353,603	1,370,103
12 繰 入 金		34,292,593	△	10,551,537	23,741,056
	1 特 別 会 計 繰 入 金	350,701	△	565	350,136
	2 基 金 繰 入 金	33,941,892	△	10,550,972	23,390,920
14 諸 収 入		55,472,561	△	10,716,085	44,756,476

	1 延滞金、加算金及び過料等	316,367		22,573	338,940
	2 県預金利息	12,234		7,312	19,546
	3 貸付金元利収入	49,019,381	△	11,973,601	37,045,780
	4 受託事業収入	788,145	△	5,392	782,753
	5 収益事業収入	3,352,591		238,200	3,590,791
	6 利子割精算金収入	4,942		1,025	5,967
	7 雑収入	1,978,901		993,798	2,972,699
15 県債		80,634,000	△	4,521,000	76,113,000
	1 県債	80,634,000	△	4,521,000	76,113,000
歳入合計		585,787,695	△	7,195,426	578,592,269

出		計	
款	項	既 定 額	補 正 額
		千円	千円
1 議 会 費		1,192,770	△ 74,659
	1 議 会 費	1,192,770	△ 74,659
2 総 務 費		29,357,979	△ 683,793
	1 総 務 管 理 費	9,723,581	559,790
	2 企 画 費	10,633,222	△ 240,195
	3 徴 税 費	4,853,184	△ 645,889
	4 市 町 村 振 興 費	1,071,307	△ 73,049
	5 選 挙 費	672,827	△ 162,566
			10,283,371
			10,393,027
			4,207,295
			998,258
			510,261

	6 防 災 費	1,669,107	△	95,861	1,573,246
	7 統 計 調 査 費	380,818	△	4,598	376,220
	8 人 事 委 員 会 費	139,819	△	3,140	136,679
	9 監 査 委 員 費	214,114	△	18,285	195,829
3 福 祉 生 活 費		57,663,101	△	1,104,285	56,558,816
	1 社 会 福 祉 費	42,214,498	△	1,218,775	40,995,723
	2 児 童 福 祉 費	13,457,039		273,310	13,730,349
	3 生 活 保 護 費	1,947,505	△	146,028	1,801,477
	4 災 害 救 助 費	44,059	△	12,792	31,267
4 保 健 環 境 費		32,207,857	△	1,359,951	30,847,906
	1 公 衆 衛 生 費	22,341,153	△	613,936	21,727,217

	2 環境保全費	2,065,637	77,016	2,142,653
	3 保健所費	1,936,601	△ 142,125	1,794,476
	4 医務費	5,394,248	△ 660,622	4,733,626
	5 薬務生活衛生費	470,218	△ 20,284	449,934
5 労働費		4,382,379	1,349,333	5,731,712
	1 労働政費	129,627	2,780	132,407
	2 職業訓練費	1,652,946	△ 134,090	1,518,856
	3 雇用対策費	2,501,652	1,483,115	3,984,767
	4 労働委員会費	98,154	△ 2,472	95,682
6 農林水産業費		45,630,490	△ 307,848	45,322,642
	1 農業費	8,850,896	△ 1,124,721	7,726,175

	2 畜 產 業 費	2,562,378	△	125,488	2,436,890
	3 農 地 費	14,309,888	△	1,788,589	12,521,299
	4 林 業 費	15,082,415		3,338,429	18,420,844
	5 水 產 業 費	4,824,913	△	607,479	4,217,434
7 商 工 費		50,447,058	△	11,014,887	39,432,171
	1 中 小 企 業 費	43,808,697	△	10,189,424	33,619,273
	2 工 鉦 業 費	6,084,671	△	808,909	5,275,762
	3 觀 光 費	553,690	△	16,554	537,136
8 土 木 費		75,206,936		1,442,018	76,648,954
	1 土 木 管 理 費	4,141,782	△	854,342	3,287,440
	2 道 路 橋 梁 費	41,974,644		3,441,100	45,415,744

平成25年度3月補正予算 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	既決予算額	補正予算額	計
10	教育費	① 121,691,532	△ 3,519,920	118,171,612
	教育総務費	4,978,168	△ 110,750	4,867,418
1	(生活環境部所管)	② 6,389,625	76,979	6,466,604
	小計	11,367,793	△ 33,771	11,334,022
2	小学校費	42,482,196	△ 1,061,408	41,420,788
3	中学校費	25,271,181	△ 811,771	24,459,410
4	高等学校費	27,844,260	△ 1,140,305	26,703,955
5	特別支援教育費	9,940,126	△ 483,919	9,456,207
6	大学費 (企画振興部・福祉保健部所管)	③ 1,096,171	120,993	1,217,164
7	社会教育費	2,118,690	13,243	2,131,933
8	保健体育費	1,571,115	△ 122,982	1,448,133
教育委員会所管分計(①-②-③)		114,205,736	△ 3,717,892	110,487,844
うち人件費	構成比	(90.0%)		(90.1%)
	金額	102,753,128	△ 3,208,947	99,544,181
うち事業費	構成比	(10.0%)		(9.9%)
	金額	11,452,608	△ 508,945	10,943,663

<参考>

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	19.5%		19.1%
県予算額	585,787,695	△ 7,195,426	578,592,269

平成25年度一般会計3月補正予算案

(部局名：教育委員会)

(単位：千円)

事業名	既決予算額 <補正予算案> (累計予算額)	補正要求の概要	所管課
1 高等学校施設整備事業	2,684,450 <△ 237,314> (2,447,136)	大分工業高校の大規模改造の入札残などに伴う減額 ・ 高校改革プラン分 △27,539 ・ 大規模改造 △354,398 ・ 非構造部材耐震対策 19,975 ・ その他(用地購入費) 35,328 ・ その他(設計・地質調査など) 89,320	教育財務課
2 文化活動推進事業	4,546 <200,000> (204,546)	芸術会館に寄託されている南海コレクション50点について、売却され散逸する恐れがあることから、購入に備えて美術品取得基金に2億円を積み立てるための増額 ・ 「アンチープの風景」(パブロ・ピカソ) ・ 「母と子」(マルク・シャガール) ・ 「楽器を奏でる従者と女性」(マリー・ローランサン) ・ 「オルジャン通り」(モーリス・ユトリロ) など	文化課
3 文化財発掘受託事業	235,629 <△ 72,480> (163,149)	高速道路などの建設に伴う埋蔵文化財発掘調査の対象面積が、当初の見込みを下回ったことなどに伴う減額 ・ 国土交通省 △63,184 ・ 西日本高速道路(株) 154 ・ 大分県土地開発公社 △9,450	文化課
4 全国高等学校総合体育大会開催事業	507,848 <△ 115,783> (392,065)	25年8月に開催した全国高等学校総合体育大会の大分県実行委員会への負担金確定等に伴う減額	全国高校総体推進局

美術品の取得について

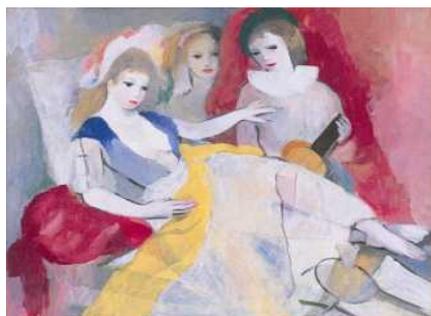
26. 3. 5

I 南海コレクションとは

- (1) 佐伯市にある健康保険南海病院(以下「南海病院」という。)において、昭和50年代、医療の一環として、来院者などの癒しのため収集された絵画など約600点。
- (2) 20世紀のフランス美術の画家やパリで学んだ日本人画家を主体とした明るい具象画が多く、病院内に展示されている。
- (3) これらのうち、以下3作品を含む主要な50点が、芸術会館に寄託されている。



マルク・シャガール
「母と子」



マリー・ローランサン
「楽器を奏でる従者と女性」



ピエール・ボナール
「白いコルサージュの女」

II コレクションと県との関わり

- (1) 芸術会館において、平成16年度「パリと画家たち」展を開催し、初めてコレクションが多くの県民に鑑賞された。
- (2) その後、芸術会館に寄託された50作品を、H20年度～H25年度の6年間に亘って、芸術会館の展覧会で展示しており、作品の優しい雰囲気県民の心を和ませ、根強いファンを形成している。

III コレクションの今後の取扱い

- (1) 南海病院の経営母体である、社団法人全国社会保険協会連合会(以下、「全社連」と言う。)は、寄託50作品について、寄託先の大分県に対して25年度中の売却を打診。
- (2) 県内確保の必要性
 - ①日仏の主要な画家の作品が、まとまったコレクションとして、身近にある状況が極めてまれなこと
 - ②洋画部門の充実につながる優れたコレクションであること
 - ③県民に親しまれてきた貴重なコレクションであること
 などを踏まえ、散逸の危機を回避し県内での確保を行い、27年春開館予定の県立美術館に作品を引き継ぐ意義がある。
- (3) 専門家による評価を求めたところ、作品は3億9,908万円の評価額。
- (4) 大分県は、当該評価額を踏まえ、本県との関係性や芸術会館での寄託作品のこれまでの管理経費などを考慮した金額を提示し合意に達した。
 - ・評価額から9,995万円減額し、売却額は2億9,913万円の見込み。
- (5) 購入に備えて、美術品取得基金に積み増し措置を行うため、3月補正予算に2億円を計上。

芸術会館に寄託されている南海コレクション一覧

No.	作者名	作品名	制作年	寸法	材質・形状
1	ポール・アイズピリ	ヴェニス	不詳	81.0×100.0	油彩・画布・額装 
2	ルイ・ヴァルタ	産る裸婦	1897	130.0×97.0	油彩・画布・額装 
3	ゲール・ヴァン・ヴェルデ	コンポジション	1962-1964	146.0×134.0	油彩・画布・額装 
4	モーリス・ヴラマンク	雪景色	不詳	65.0×81.0	油彩・画布・額装 
5	モイーズ・キスリング	ミモザ	1945	72.0×92.0	油彩・画布・額装 
6	モイーズ・キスリング	婦人像	不詳	41.0×33.0	油彩・画布・額装 
7	アンドレ・コタヴォ	ベニス・サンマルコ	不詳	89.0×116.0	油彩・画布・額装 
8	マルク・シャガール	母と子	不詳	63.0×46.0	油彩・画布・額装 
9	カーム・スーティン	夢見る少女	不詳	41.0×33.0	油彩・画布・額装 
10	ラウル・デュフィ	モーツァルト	1941頃	73.0×60.0	油彩・画布・額装 
11	ラウル・デュフィ	シャンデリアのあるアトリエ	1942	65.0×81.0	油彩・画布・額装 
12	アンドレ・ドラン	黒い犬をつれたディアヌ	不詳	196.0×96.0	油彩・画布・額装 
13	キース・ヴァン・ドンゲン	競馬場	不詳	54.0×65.0	油彩・画布・額装 
14	キース・ヴァン・ドンゲン	白い衣装の女	不詳	116.0×73.0	油彩・画布・額装 
15	ジュール・バスキン	カシスのナナ	1926	80.0×65.0	油彩・画布・額装 
16	バブロ・ピカソ	アンチーブの風景	1965	116.0×196.0	油彩・画布・額装 
17	ベルナルド・ピュッフェ	静物	1949	94.0×95.0	油彩・画布・額装 

No.	作者名	作品名	制作年	寸法	材質・形状
18	ピエール・ボナール	白いコルサージュの女	1922	65.0×50.0	油彩・画布・額装 
19	アルベール・マルケ	マルセイユ港冬景色	不詳	73.0×93.0	油彩・画布・額装 
20	アルベール・マルケ	ポルクロールの小舟	不詳	50.0×61.0	油彩・画布・額装 
21	アンリ・マンギャン	裸婦	1922	89.0×116.0	油彩・画布・額装 
22	モーリス・ユトリロ	オルジャン通り	1915頃	60.0×73.0	油彩・画布・額装 
23	ジョルジュ・ルオー	ユビュ王の宮殿-大時計	1910-1916	72.0×55.0	油彩・画布・額装 
24	マリー・ローランサン	楽器を奏でる従者と女性	不詳	81.0×100.0	油彩・画布・額装 
25	青山熊治	牛	不詳	53.0×65.0	油彩・画布・額装 
26	朝井開右衛門	薔薇園	不詳	53.0×57.0	油彩・画布・額装 
27	伊藤清水	紅映	1973 (昭和48)	145.0×112.0	油彩・画布・額装 
28	糸園和二郎	風車(風車売り)	1960 (昭和35)	80.0×65.0	油彩・画布・額装 
29	浮田克躬	海辺の午下り	1982 (昭和57)	50.0×130.0	油彩・画布・額装 
30	牛島憲之	晴日	不詳	65.0×91.0	油彩・画布・額装 
31	梅原龍三郎	人物	不詳	41.0×24.0	油彩・画布・額装 
32	荻須高德	モントルグウィユ通り	1985 (昭和60)	97.0×130.0	油彩・画布・額装 
33	香月泰男	青麦	不詳	91.0×61.0	油彩・画布・額装 
34	北川民次	少年像	1974 (昭和49)	81.0×65.0	油彩・画布・額装 

No.	作者名	作品名	制作年	寸法	材質・形状
35	児島善三郎	ミモザを配する草花	1955頃 (昭和30頃)	53.0×45.0	油彩・画布・額装 
36	小山敬三	妙高遠望	不詳	53.0×65.0	油彩・画布・額装 
37	佐藤敬	横臥裸婦	1950 (昭和25)	65.0×91.0	油彩・画布・額装 
38	里見勝蔵	女の顔	不詳	41.0×31.0	油彩・画布・額装 
39	里見勝蔵	高原	1956 (昭和31)	65.0×92.0	油彩・画布・額装 
40	田崎広助	花	不詳	73.0×53.0	油彩・画布・額装 
41	東郷青児	手術室	1930 (昭和5)	194.0×112.0	油彩・画布・額装 
42	中川一政	掛け皿とばら	不詳	91.0×73.0	油彩・画布・額装 
43	林武	バラ	不詳	81.0×65.0	油彩・画布・額装 
44	福井良之助	舞妓	1974 (昭和49)	91.0×73.0	油彩・画布・額装 
45	藤田嗣治	犬	1936 (昭和11)	130.0×157.0	墨・紙・額装 
46	藤田嗣治	裸婦	1932 (昭和7)	49.0×85.0	彩色・紙・額装 
47	前田寛治	海の見える風景	1921 (大正10)	24.0×33.0	油彩・画布・額装 
48	三岸節子	魚のいる静物	不詳	61.0×73.0	油彩・画布・額装 
49	宮本三郎	舞妓	不詳	46.0×38.0	油彩・画布・額装 
50	山口薫	サントロッペ風景	1931 (昭和6)	65.0×80.0	油彩・画布・額装 

県立学校生徒転落事故について

1 日時 平成26年2月5日(水) 14時40分頃

2 場所 大分県立中津南高等学校

3 事故当日の状況・経過

<状況>

3年男子生徒が清掃担当場所の1階トイレの清掃を終え、4階の教室に戻った後、北側の窓ふきを手伝おうとロッカーの上(もしくは窓枠)に上がり、バランスを崩して8.9メートル下の2階のテラス(生徒昇降口の屋根)に転落した。

<経過>

13:30頃 更衣を済ませた後、大掃除を開始

- ・3年生最終登校日、大掃除は14:50までの予定(他学年は通常授業)
- ・3年2組教室(含廊下)の清掃担当は9名。担任は教室で清掃監督

14:40頃 当該生徒が2階テラスに転落

14:42 救急車要請

14:47 救急車到着

- ・救急隊員が現場で応急処置をするとともに、校長に確認を取りドクターヘリを要請

15:00頃 大分大学よりドクターヘリ到着

- ・ドクターヘリの医師が救急車内で診察、治療。中津市民病院に搬送

18:20 搬送先病院にて死亡

4 事故後の対応

(1) 事故の一報を受け、高校教育課、生徒指導推進室から職員を派遣。

(5日4名、6日4名、7日5名、8日2名)

(2) 大分県こころの緊急支援活動チーム(CRT)及びスクールカウンセラー(SC)を派遣。

CRTによるカウンセリング(2月6日、7日)

SCによるカウンセリング(2月6~20日) *21日以降は通常配置のSCで対応

(3) 県教委から通知文または依頼文を发出

①平成26年2月5日付け県立高等学校長宛

「校内における生徒の事故防止について」

②平成26年2月6日付け県立学校長宛および市町村教委宛

「学校における転落事故等の防止について」

③平成26年2月12日付け県立学校長宛および市町村教委宛

「学校における転落事故の防止について」

- ・『2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと』等、安全教育についての具体的な指導内容の指示
- ・窓清掃等に関する調査及び施設設備の安全点検実施の指示

(4) 現地調査

第1回 平成26年2月17日(月)

第2回 平成26年2月26日(水)

5 今後の対応

(1) 事故発生の状況に関するとりまとめ

(2) 窓清掃等に関する調査及び施設設備の安全点検結果を踏まえた学校への指導や施設の改修
(別紙)

県立学校における転落事故の防止等に係る調査結果について

[転落防止に係る施設設備の安全点検について]

- 調査の目的
 - 大分県立中津南高等学校での転落事故を受けて、県立学校における転落防止に係る施設設備の状況について把握するために行ったもの
- 調査の結果判明した状況
 - (屋上)
 - ・ 出入り口の施錠ができない学校が1校、天窓の周囲に立ち入りが可能な学校が1校あった(1(1)、(2))。
 - (窓)
 - ・ 窓下に足掛かりとなるものを置いている学校が36校あった。また、床から窓下までの高さが1.1m未満の学校が43校あった(2(1)、(3))。
 - (庇)
 - ・ 容易に立ち入れない措置がなされていない学校が22校あった(2(4))。
 - (バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等)
 - ・ 手すりに腐食・ぐらつきがある学校が10校、階段床の仕上げ材・滑り止め破損等がある学校が8校、付近に足掛かりとなるものを置いている学校が3校あった。その他、屋内運動場の階段踊り場の手すりの高さが1.1m未満となっている学校等があった(2(5)(6)(7)、3その他)。

[窓清掃等に関する調査について]

- 調査の目的
 - 大分県立中津南高等学校での転落事故を受けて、県立学校における窓清掃等の実態や安全指導の状況を把握するために行ったもの
- 調査の結果判明した状況
 - (窓清掃の状況)
 - ・ 約9割の県立学校において、児童生徒に窓の清掃を行わせており、その頻度は、学期に1回が最も多い。また、窓を清掃する際には、新聞紙や雑巾を使っているケースが多く、柄付きモップを使用している学校も4分の1程度ある(調査1、2、4)
 - (手の届かない部分の清掃)
 - ・ 手の届かない部分の清掃については、柄付きモップで清掃をしている学校が19校、生徒に手の届かない部分は清掃させていない学校が15校(その他に計上)ある一方、「ロッカーの上に上がる」「椅子等の上に上がる」「窓の棧に上がる」とした学校が、それぞれ、19校、28校、10校ある。また、児童生徒用のロッカーを、教室内の窓側、廊下の窓側に置いている学校が、それぞれ4校、32校あった(調査5、8)。
 - (窓清掃に対する安全指導の状況)
 - ・ 2階以上の窓の清掃を「行っていない」「内側だけ拭く」「十分注意するよう指示しながら行っている(その他に計上)」などとしている学校が全体の半数を占める一方、「特に指示はせずに行っている」という学校が20校ある。また、窓の清掃を行う前に安全指導を行っていない学校が23校あり、窓清掃のマニュアルがある学校は4校に止まっている(調査3、6、7)。
 - (清掃時の事故等の発生状況やその際の安全指導の状況)
 - ・ 過去5年間に、「清掃時にけが等をする事故が起こった」学校は1校(今回の事案)、「清掃時にけが等をしそうになる事例が起こった」学校は1校であり、いずれにおいても、事前に安全指導を行っていなかった(調査9、10、11、12)。

[課題と今後の対応]

- 学校における転落事故の防止に当たっては、学校の状況を把握した上で危険な場所が見つかったときは速やかに対応する必要がある。また、児童生徒の発達段階を考慮しながら、事故の危険性について児童生徒に認識させ、危険な行動を取らないよう、安全指導を行う必要がある。
- 大分県立中津南高等学校での事故を受けて、県教育委員会では、これまで、数度の通知を発出し、平成26年2月12日付けの通知では、
 - ① 窓の清掃時は、事前に安全な清掃方法を指導し徹底すること
 - ② 2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと
 - ③ 窓のそばで机、椅子、ロッカーの上に立ち上がらないこと等を指導したが、今回、指導内容が徹底されるよう実態調査を行ったところである。
- 今回の調査により、屋上、窓、庇、バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等について、安全上の課題がある学校があることが分かった。今後、当面、天窓、腐食やぐらつきのある手すりなどの危険箇所や、庇に立ち入らないことを児童生徒に周知徹底すること等について学校を指導する。
- また、窓清掃等については、手の届かない部分の清掃の仕方について、各学校の実態が異なっているとともに、ロッカーを窓側に置いている学校があることが分かった。また、窓清掃に対する安全指導が徹底されてこなかったことが分かった。
今後、安全確保が徹底されるよう、特に2階以上の窓について、窓の外側を含め手の届かない部分をどのように清掃するべきか、窓側に置く設備についての留意点は何か、窓清掃に係る適切な安全指導をどのように行うかなどについて、児童生徒の発達段階や各学校の特性を踏まえつつ検討した上で、改めて学校に対して指導を行うこととする。併せて、各学校において、県からの指導を踏まえて転落防止に係る留意点を整理するよう求めることとする。

県立学校における転落防止に係る施設設備の安全点検実施結果(速報値)

1 屋上

(1) 出入口は、施錠できるか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
できる	47	16	63
できない	1	0	1
合計	48	16	64

(2) 天窓の周囲には立ち入れない措置(防護柵等)がされているか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
されている	9	3	12
されていない	1	0	1
合計	10	3	13

(3) 塔屋のタラップに容易に登れない措置がされているか。
(タラップ付き塔屋がある場合)

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
されている	35	10	45
されていない	0	0	0
合計	35	10	45

(4) 防護フェンスや手すり等の腐食やぐらつきはないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	18	4	22
ある	0	0	0
合計	18	4	22

(5) 防護フェンスや手すり等の周囲に足掛かりとなるものを置いていないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	18	4	22
ある	0	0	0
合計	18	4	22

2 校舎・屋内運動場等

窓

(1) 窓下に足掛かりとなるものを置いていないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	16	12	28
ある	32	4	36
合計	48	16	64

(2) 窓枠のぐらつきはないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	48	16	64
ある	0	0	0
合計	48	16	64

(3) 2階以上の窓について、床から窓の下端までの高さが1.1m以上あるか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ある	11	10	21
ない	37	6	43
合計	48	16	64

庇

(4) 庇は容易に立ち入れない措置がされているか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
されている	10	4	14
されていない	19	3	22
合計	29	7	36

バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等

(5) 手すりの腐食、ぐらつきがないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	38	16	54
ある	10	0	10
合計	48	16	64

(6) 階段床の仕上げ材、滑り止めに損傷、浮き等はないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	40	16	56
ある	8	0	8
合計	48	16	64

(7) 付近に足掛かりとなるものを置いていないか

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ない	45	16	61
ある	3	0	3
合計	48	16	64

3 その他(上記以外で現況調査、対策検討が必要と思われる箇所)

	中・高等学校	特別支援学校	合計(学校数)
ある	7	2	9

(注) 点検実施対象(64校): 県立高校(47校)、県立中学校(1校)、県立特別支援学校(16校)※分校は1校としてカウント、定時制3校は、全日制に含めたため「県立学校における窓清掃等に関する調査」と学校数が異なる。

県立学校における窓清掃等に関する調査(集計結果)

H26.3.4 体育保健課

1 児童生徒に窓の清掃をさせているか

	中・高等学校	特別支援学校	合計
させている	48	11	59
させていない	3	5	8
合計	51	16	67

2 どれくらいの頻度で、窓の清掃を行っているか
(児童生徒に窓の清掃をさせている学校が回答)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
毎日	2	0	2
週1回	0	3	3
月1回	9	0	9
学期1回	21	6	27
その他	16	2	18
合計	48	11	59

3 2階以上の窓の清掃はどのようにしているか

	中・高等学校	特別支援学校	合計
行っていない	4	5	9
内側だけ拭く	17	7	24
特に指示はせずに行っている	19	1	20
その他	11	3	14
合計	51	16	67

4 窓の清掃に使用している道具(複数回答)
(児童生徒に窓の清掃をさせている学校が回答)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
雑巾	40	9	49
柄付きモップ	13	3	16
新聞紙	45	6	51
その他	1	3	4
合計	99	21	120

5 手の届かない部分の清掃方法(複数回答)
(児童生徒に窓の清掃をさせている学校が回答)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
柄付きモップ	15	4	19
ロッカーの上にかかる	19	0	19
椅子等の上にかかる	22	6	28
窓の棧にかかる	9	1	10
その他	17	3	20
合計	82	14	96

6 窓清掃のマニュアルがあるか
(児童生徒に窓の清掃をさせている学校が回答)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
ある	0	4	4
ない	48	7	55
合計	48	11	59

7 窓の清掃を行う前に安全指導を行っているか
(児童生徒に窓の清掃をさせている学校が回答)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
行っている	28	8	36
行っていない	20	3	23
合計	48	11	59

8 児童生徒用のロッカーはどこに置いているか(複数回答)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
教室内の後ろ側	13	11	24
教室内の窓側	2	2	4
教室内の廊下側	2	4	6
廊下の窓側	32	0	32
廊下の教室側	8	0	8
その他	6	5	11
合計	63	22	85

9 清掃時にけが等をする事故が起こったか(過去5年間)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
起こった	1	0	1
起こっていない	50	16	66
合計	51	16	67

10 9のとき、事前に安全指導を行っていたか

	中・高等学校	特別支援学校	合計
行っていた	0	0	0
行っていない	1	0	1
合計	1	0	1

11 清掃時にけが等をしそうになる事例が起こったか(ヒヤリハット)(過去5年間)

	中・高等学校	特別支援学校	合計
起こった	0	1	1
起こっていない	51	15	66
合計	51	16	67

12 11のとき、事前に安全指導を行っていたか

	中・高等学校	特別支援学校	合計
行っていた	0	0	0
行っていない	0	1	1
合計	0	1	1

教委教財第1728号
教委高第2515号
教委体第3212号
平成26年2月12日

各県立学校長 殿

教 育 長

学校における転落事故の防止について（通知）

学校における転落事故の防止については、これまでも児童生徒への安全指導や施設設備の定期的な安全点検等の実施を通じ、事故防止の徹底を図るよう通知してきたところですが、先日、清掃時間中に生徒が誤って転落し死亡する痛ましい事故が発生しました。

については、下記のことに留意の上、転落事故の防止に係る安全教育を徹底し、二度とこのような事故が発生しないよう児童生徒の安全確保に努めること。

記

1 安全教育について

これまでに通知した事項及び配布した資料に加え、次の（１）～（３）について、安全指導を直ちに行うこと。

（１）指導場面

学校における指導は、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、安全に関する指導は、教科等個々の場面の特質に応じて適切に行うように努めること。

（２）指導内容

- ① 窓の清掃時は、事前に安全な清掃方法を指導し徹底すること。
- ② 2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと。
- ③ 窓のそばで机、椅子、ロッカーの上に立ち上がらないこと。
- ④ 開いている窓の付近に寄りかからないこと。
- ⑤ 窓を開けた状態でカーテンを閉めないこと。

（３）その他

- ① 通常は転落事故が発生しない場所についても、転落につながる行動があることを児童生徒と一緒に考えること。
- ② 児童生徒と一緒に安全点検を行ったり、校内安全マップを作ったりすることなどにより、安全に対する意識を高めること。

2 窓清掃等に関するアンケート

下記のURLまたはQRコードにアクセスし、大分県電子申請システムにより回答すること。

[入力期限：平成26年2月21日（金）18時]

大分県電子申請システム URL

<https://www.egov.oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=xQJL4N8X>

大分県電子申請システム QR コード



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3 施設設備の安全点検について

別紙「学校の転落防止に係る点検チェックリスト」による安全点検の実施及び対応策を検討の上、教育財務課施設企画班あて提出すること。（※参考資料【別添】の2ページ）

[提出期限：平成26年2月21日（金）]

＝ 問い合わせ先 ＝

教育財務課施設企画班 副主幹 染矢 利彦
(安全点検に関すること)

Tel. 097-506-5456 FAX 097-506-1792

E-mail : someya-toshihiko@oen.ed.jp

高校教育課管理予算班 主幹 足立 俊英

Tel. 097-506-5601 FAX 097-506-1796

E-mail : adachi-toshihide@oen.ed.jp

体育保健課学校保健・安全班

指導主事兼主幹 石井 知由美

(アンケート・安全教育に関すること)

Tel. 097-506-5636 FAX 097-506-1866

E-mail : ishii-chiyumi@oen.ed.jp

Windows Vista 以降をご利用されている方へ

【プレビューモード】

<県立学校における窓清掃等に関する調査>

これは、各学校における窓清掃の状況及び清掃等の安全について調査するものです。
該当するところにチェックを入れ、該当項目がない場合は、その他を選び、具体的に記述してください。

※回答中は一時保存せずに、進めてください。

※確認ボタンを押すと、確認画面が出ます。その下に送信ボタンがあります。

※送信ボタンを押した後、「以上で調査は終わりです。御協力ありがとうございました。」が表示されれば、終了です。

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないで下さい。

※印は必須項目です。必ずご記入下さい。

60分間通信がない場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されますのでご注意ください。

【1】学校名を入力してください。※

※県立は不要です。○○高等学校、○○支援学校 等
(50文字まで)

【2】貴校では、児童生徒に窓の清掃をさせていますか※

- させている
 させていない

【3】【2】で「させていない」と回答した学校は、させていない理由と誰が窓ふきを行っているかを教えてください

※「させていない理由」と「誰が窓ふきを行っているか」を回答の後、【15】へ進んでください
(50文字まで)

【4】【2】で「させている」と回答した学校は、以下の問いに教えてください

窓ふきは、どれくらいの頻度で行っていますか
※下記の項目に一致しない場合は、「その他」を選んでください。

- 毎日
 週1回
 月1回
 学期1回
 その他

【5】【4】でその他を選んだ学校は、具体的に記述してください

(50文字まで)

【6】2階以上の窓の清掃はどのようにしていますか

※下記の項目に一致しない場合は、「その他」を選んでください。

- 行っていない
 内側だけ拭いている
 特に指示はせず、行っている
 その他

簡易申請受付

【7】【6】でその他を選んだ学校は、具体的に記述してください

(50文字まで)

【8】窓の清掃を行う場合、何を使っていますか

※複数選択可
(4個まで選択可能)

- 雑巾
 柄付きモップ
 新聞紙
 その他

【9】【8】で「その他」を選んだ学校は、具体的に記述してください

(50文字まで)

【10】窓の清掃を行う場合、手の届かない部分はどうしていますか

※複数選択可
(5個まで選択可能)

- 柄付きモップ
 ロッカーの上に上がる
 椅子等の上に上がる
 窓の棧に上がる
 その他

【11】【11】で「その他」を選んだ学校は、具体的に記述してください

(50文字まで)

【12】窓の清掃について仕方(マニュアル)を決めていますか

- 統一した方法で行っている(マニュアルがある)
 特に、統一していない(マニュアルはない)

【13】窓の清掃を行うに当たり、事前に安全指導を行っていますか

- 行っている
 行っていない

【14】【13】で「行っている」と回答した学校は、どのような指導を行っているか記述してください

(100文字まで)

【15】児童生徒用のロッカーはどこに置いていますか※

※当てはまるものを全て選んでください
(6個まで選択可能)

- 教室内の後ろ側
 教室内の窓側

簡易申請受付

- 教室内の廊下側
- 廊下の窓側
- 廊下の教室側
- その他

【16】【15】で「その他」を選んだ学校は、具体的に記述してください

(50文字まで)

【17】清掃時における安全についてお聞きます※

これまで(過去5年間)に、清掃時に児童生徒がけが等をする事故が起きましたか

- 起こった
- 起こっていない

【18】【17】で「起こった」と回答した学校は、どのような事故か具体的に記述してください

(100文字まで)

【19】【17】の事故のとき、事前に安全指導を行っていましたか

- 行っていた
- 行っていなかった

【20】【19】で「行っていた」と回答した学校は、どのような安全指導を行っていましたか

(100文字まで)

【21】これまで(過去5年間)に、清掃時に児童生徒がけが等をしそうになる事例が起きましたか(ヒヤリハット)

※一つ間違えば、けが等をしていたと思われることです

- 起こった
- 起こっていない

【22】【21】で「起こった」と回答した学校は、どのような事例か具体的に記述してください

(100文字まで)

【23】【21】の事例のとき、事前に安全指導を行っていましたか

- 行っていた
- 行っていなかった

【24】【22】で「行っていた」と回答した学校は、どのような安全指導を行っていましたか

(100文字まで)

学校の転落防止に係る点検チェックリスト(設備関係)

学校名:

区分	点検項目	問題なし	問題有りの場合の内容	対応策(案)
屋上	出入口 施錠できるか			
	天窓(トプライト) 設置の有無【有(場所: 箇所) 無】		天窓の周囲に立ち入れない措置(防護柵等)がされているか	
	塔屋		タラップに容易に登れない措置がされているか。	
上	防護フェンス等(設置されている場合)		防護フェンスや手すり等の腐食やぐらつきがないか	
			防護フェンスや手すり等の下に足掛かりとなるものを置いていないか	
校舎・屋内運動場等	窓		窓下に足掛かりとなるものを置いていないか	
	ひし庇		窓枠のぐらつきがないか	
			2階以上の窓(ベランダがない屋外に面しているもの)について、床から窓の下端までの高さが1.1m以上あるか	
			容易に立ち入れない措置がされているか	
その他	バルコニー 階段 吹抜け 外廊下等		手すりの腐食、ぐらつきがないか	
			階段床の仕上げ材・滑り止め損傷、浮き等はないか	
			付近に足掛かりとなるものを置いていないか	
その他				

【チェック要領】

1. 問題がない場合は、「問題なし」欄に○印を付すること。
2. 問題ありの場合は、「問題あり」欄に問題箇所や状況等を記載すること。
3. 問題ありの場合、いつまでに「対応策」欄にどのような対策を講じるかを記載すること。なお、修繕予算が必要な場合は、同欄にその旨記載願います。

【チェックリスト提出要領】

2月21日(金)までに教育財務課施設企画班(担当: 染矢 内5455)あて提出

記載欄が不足する場合は、適宜、行の高さを調整するか、行を追加願います。(その他の欄も同様)
また、問題がある場合は、危険箇所を具体的に記載してください。

上記点検項目の他に、転落の危険ありと思われる箇所があれば記入

安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

● 学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

● 安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

● 学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。
● 法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

安全指導の充実

● フェンスがない屋上や天窗が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。
● 窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。
● 教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができる資質能力をばくむことが重要です。

施設面の配慮

● 児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
● 安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

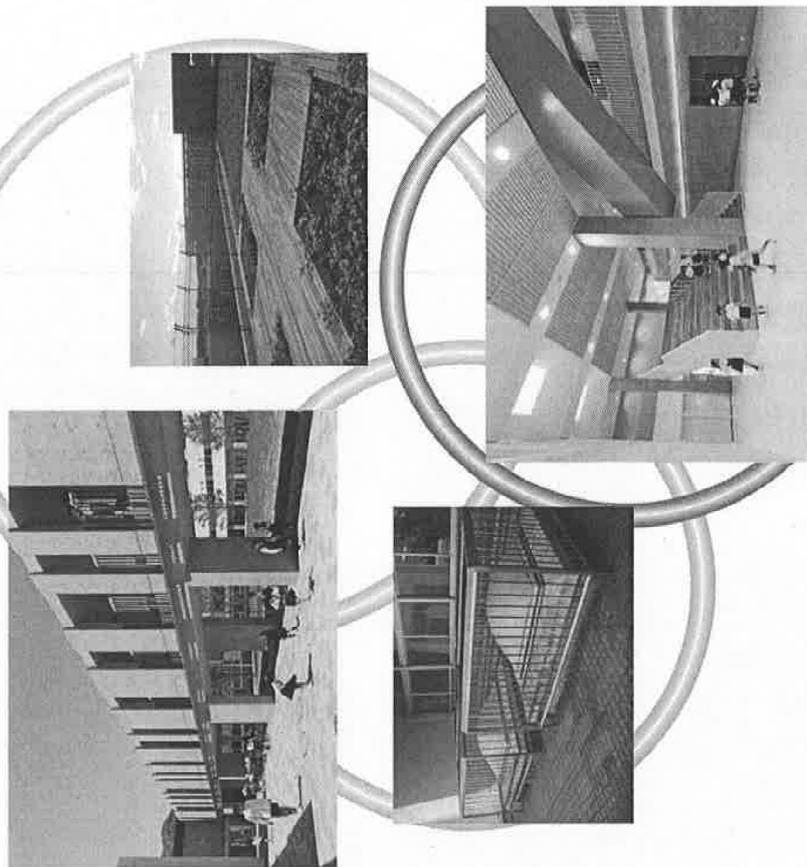
この資料は、平成20年8月に、学校安全教育資料作成協力者会 購生活安全部会と学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議 学校施設安全対策部会が共同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進めた結果として取りまとめた「学校における転落事故防止の留意点」をもとに作成しています。
※原文については下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課
文教施設企画部 施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2
電話 03-5253-4111(内線2917(学校健康教育課)・2291(施設企画課))
ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/ho/dou/17/12/05120900.htm

学校における転落事故防止のために



平成20年8月



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎ 共通事項

事故情報の共有

- ★ 全国の事故情報を把握します。(独)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。)

学校の現状把握

- ★ 学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。
- ★ 改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。
- ★ 危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
- ★ 説話者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
- ★ 柵を乗り越えたり、柵を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

- ★ 転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
- ★ 校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。
- ★ 子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
- ★ 特に事故が多発している体験時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

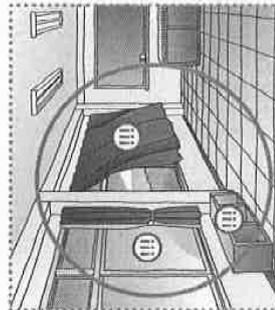
施設面の配慮

- ★ 危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
- ★ 効果的な表示等による注意喚起をします。(単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)
- ★ 細部に至るまで、十分な安全性を確保します。
- ★ 既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

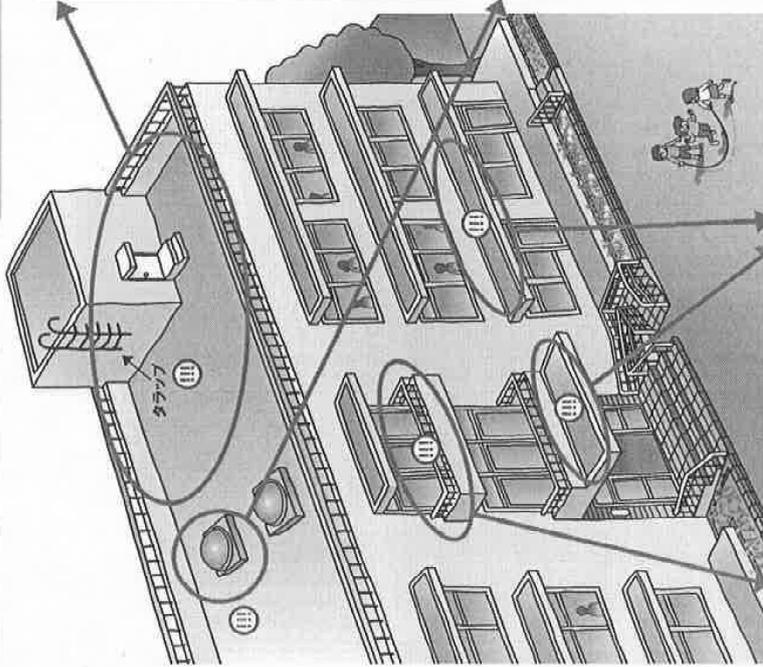
◎ 個別事項

窓(転落のおそれがあるもの)

- ★ 壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
- ★ 窓から身を乗り出せれば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- ★ 窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★ 転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
- ★ 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



- ① 足掛りとなるものを設置しない
- ② 手すりの設置を検討する(新たな危険箇所にならないようにする)
- ③ 暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する



バルコニー等

- ★ 十分安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★ 手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

- ★ 日ごろの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
- ★ 庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

- ★ 人が乗ることを想定していない屋輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

屋上

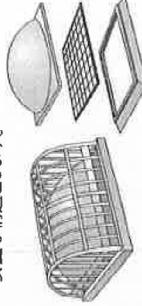
- ★ 屋上への出入り口は必要に応じて施設します。
- ★ 十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。
- ★ タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を踏まえた転落防止策列

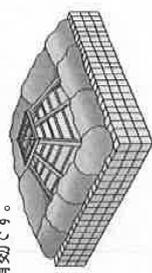
天窓(トップライト)

- ★ 転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
- ★ 防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ

- ★ 天窓に近づきにくい状況を作ることも有効です。



防護ネットイメージ

- ★ 天窓を覆い周辺に柵を配置した一例
- ★ 子どもたちが近づきにくい可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

第3次大分県子ども読書活動推進計画（案）の概要

H26.3.4 社会教育課

1 計画策定について

(1) 策定根拠

① 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）

第8条（子ども読書活動推進基本計画）

政府は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等）

都道府県（市町村）は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画等）を基本とするとともに、当該都道府県（市町村）における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

② 「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月）〈国の3次計画〉

（重点事項）

- ・不読率の改善（10年以内に半減をめざす。）

※不読率（1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合）

（第58回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社））

（平成24年）小学生4.5%，中学生16.4%，高校生53.2%

（平成29年目標）小学生3%以下，中学生12%以下，高校生40%以下

（平成34年目標）小学生2%以下，中学生8%以下，高校生26%以下

- ・子ども読書活動推進市町村計画の策定

（計画期間内に市100% 町村70%の策定をめざす。）

※（平成23年）全国の市町村推進計画の策定率 53.8%（市71.1%、町村38.3%）

- ・「学校図書館図書整備5か年計画」（平成24～29年）の実行

（交付税措置：図書購入、新聞の配備）

- ・学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置（交付税措置：2校に1名配置分）

- ・子供と本をつなぐネットワーク活動に対する支援

- ・優れた取組の奨励（表彰・普及）

(2) これまでの経過

① 「大分県子ども読書活動推進計画」（平成16年2月）

② 「第2次大分県子ども読書活動推進計画」（平成21年3月）

③ 「新大分県総合教育計画（改訂版）」（平成24年3月）

(3) 計画の期間 平成26年度～平成30年度（5年間）

2 計画の目標

① 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成

② いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備

③ 図書資料を活用して調べる技能と態度の育成

3 3つの重点方針に基づく具体的な取組

(1) 子どもの読書活動を支える人材の育成（読書習慣の形成＝不読率の改善）

○より早い時期からの読書習慣の形成

- ①ホームページや広報紙等を活用して乳児期からの読み聞かせとともに、プレパパ、プレママに対しても読書活動の重要性を啓発
- ②公共図書館等において、読み聞かせ等の講座を充実
- ③県立図書館において乳児からのおはなし会等を充実するとともに、市町村立図書館へ普及

○学校図書館の基盤整備と人材の育成

- ①校長、司書教諭等を対象とした研修を充実、徹底し、学校図書館の基盤を整備するとともに、推進体制を確立
- ②学校図書館アドバイザーの派遣とスキルアップ研修により、小学校における学校司書の専任配置の効果を点から面に拡大
- ③アドバイザー派遣校の活用教育の先進事例を派遣校を拠点にした域内の普及研修会により他校に積極的に普及
- ④障がいのある子どもの読書活動を支援するため、あらゆる障がいに対応した資料の収集と補助用具の整備・活用

○地域で子どもの読書活動を支える人材の育成

- ①県立図書館において市町村立図書館職員を対象とした児童サービス研修を充実
- ②研修や講座、講演会等により読書ボランティアを養成
- ③県立図書館、市町村立図書館を拠点に読書ボランティアの研修機会、活動の場を提供

(2) 家庭、地域、学校が連携した読書環境の整備（子ども読書活動推進市町村計画の策定）

○計画期間内に全市町村が計画策定するよう働きかけを継続

※大分県の市町村推進計画の策定率 22.2%(H20) 33.3%(H23) 66.7%(H25)

○県立図書館による市町村立図書館支援の充実

- ①市町村立図書館職員の研修機会の充実
- ②レファレンス（調査相談）協力による支援
- ③市町村立図書館を通じた小中学校への協力貸出、団体貸出の支援拡大

(3) 普及啓発活動の推進（子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援）

○子ども読書活動に関係する機関・団体で構成するネットワークを構築

- ①子どもと本をつなぐネットワークフォーラムの県開催
- ②読書活動、読書環境改善の意欲を喚起するため、公募による「読書活動コンクール」を実施
- ③子どもの読書活動に関する双方向の総合情報サイトを構築

4 推進施策の効果的な実施に向けて

<推進体制の整備と計画の進行管理>

- ①「大分県子ども読書活動推進連絡会議」による計画的・効果的な推進
- ②市町村との連携・協力と子ども読書活動推進計画の策定の働きかけ
- ③目標指標の設定による計画の適切な進行管理

大分県子ども読書活動推進計画 目標指標

第2次

No.	指標名	現状値	年度	目標値 (H25)
1	平日1日当たり、家や図書館で10分以上読書をしている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(文科省))	小6	H20	80.0%
		中3	H20	60.0%
2	読み聞かせグループの数(県調査)	144 グループ	H19	167 グループ
3	公立図書館における中学生以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数(県調査)	8.3冊	H19	9.4冊
4	読書活動を週1回以上実施している学校の割合 ※小・中学校の現状値は「読書活動を週1回以上全校一斉で実施している学校」 (小中:学校図書館の現状に関する調査(県調査)) (高:学校図書館の現状に関する調査(文科省))	小学校	H19	100.0%
		中学校	H19	94.0%
		高校	H19	40.0%
5	1か月に3冊以上本を読む児童生徒の割合 (基礎基本の定着状況調査(県調査))	小5	H19	81.0%
		中2	H19	55.0%
6	読書が好きなお子児童生徒の割合 (学習習慣等実態調査(県調査))	高1	H19	66.0%
		小学校	H18	70.0%
7	学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (学校図書館の現状に関する調査(文科省))	小学校	H18	70.0%
		中学校	H18	70.0%
8	学校図書館においてボランティアなどと連携している小学校の割合 (学校図書館の現状に関する調査(文科省))	高1	H19	66.1%
		小学校	H19	69.0%
9	子ども読書活動推進計画を策定している市町村の割合(県調査)	高1	H20	50.0%
		中学校	H20	50.0%

第3次

No.	指標名	現状値	年度	目標値 (H30)	目標値設定の考え方
1	読み聞かせグループの数(県調査)	313 グループ	H24	350 グループ	今後10年で小中学校数400校に1グループ。グループ数増とともに質の向上を目指す。
		10.7冊	H24	14.6冊	「新大分県教育総合計画」の目標値H27、14.6冊を目標とする
2	読書活動を週1回以上実施している学校の割合 (小中:学校図書館の現状に関する調査(県調査)) (高:学校図書館の現状に関する調査(文科省))	小学校	H24	100.0%	全校での実施を目指す
		中学校	H24	94.0%	2次計画目標値94%。H24全国平均78.6%
		高校	H24	40.0%	2次計画目標値40%。H24全国平均31.2%
3	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合 (学力定着状況調査(県調査)) (高:高校1年生の読書習慣に関する調査(県調査))	小5	H25	100.0%	全員1か月に1冊以上を目指す。H25全国平均94.4%
		中2	H25	90.0%	全国平均以上を目指す。H25全国平均89.1%
4	読書が好きなお子児童生徒の割合 (小中:全国学力・学習状況調査(文科省)) (高:学習習慣等実態調査(県調査))	高1	H25	70.0%	全国の不読率53.2%の半減(10年後26%以下、おおむね5年後40%以下)が国の目標。5年後の全国以上を目指す。
		小6	H25	82.0%	10%増加を目指す。H25全国平均72.1%
5	読書が好きなお子児童生徒の割合 (小中:全国学力・学習状況調査(文科省)) (高:学習習慣等実態調査(県調査))	中3	H25	77.0%	10%増加を目指す。H25全国平均70.1%
		高1	H25	75.0%	10%増加を目指す。H20～H24で3.5%の増加
6	学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (学校図書館の現状に関する調査(文科省))	小学校	H24	100.0%	100%達成を目指すとともに、蔵書の内容の充実を目指す ※全国平均を11.4上回っている
		中学校	H24	100.0%	100%達成を目指すとともに、蔵書の内容の充実を目指す ※全国平均を17.2上回っている
7	学校図書館においてボランティアなどと連携している小学校の割合 (学校図書館の現状に関する調査(文科省))	高1	H24	96.0%	15%増加を目指す。H19～H24で15.2%の増加。 ※全国平均を0.1上回っている。
		小学校	H25	50.0%	地財措置(2校に1名配置) ※県の学校図書館アドバイザー等の一環により専任率が増加 H24 66人 15.8%→H25 86人 20.9%
8	小中学校における学校司書の配置割合(県調査)	兼任 配置	H25	50.0%	兼任配置
		専任 配置	H25	50.0%	専任配置
9	子ども読書活動推進計画を策定している市町村の割合(県調査)	66.7%	H25	100.0%	国の基本計画および県計画を基本にすべての市町村が推進計画を策定

第3次大分県子ども読書活動推進計画に関する 県民意見の募集（パブリックコメント）結果の概要について

1 実施期間

平成26年1月21日（火）～平成26年2月21日（金）

2 閲覧場所

- (1) 県庁ホームページ
- (2) 大分県教育庁社会教育課（県庁舎別館6階）
- (3) 大分県情報センター（県庁舎本館1階）
- (4) 地区情報コーナー 11カ所
- (5) 大分県立図書館（2階カウンター前）

3 意見等の募集方法

- ① 郵送、② ファクシミリ、③ 電子メール

4 県民意見件数

4件

5 意見の要旨と県の考え方及び反映状況について

No.	意見の要旨	意見に対する県の考え方及び反映状況
1	<p>・県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するための資料収集について、他県の状況を調べ、数値目標を示して取り組んでほしい。</p> <p>・発達障がい（特に「読み書き障がい」）のある子ども向けの資料の整備が必要ではないか。計画に盛り込まれていないのではないか。</p>	<p>・今後他県状況の把握に努め、十分参考にして取り組むこととします。また、以下のとおり修正します。</p> <p>2地域における子どもの読書活動の推進 ⑥障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実 「県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、<u>特別支援学校をはじめ関係機関との連携を深め、障がいに応じた資料収集に努めるとともに、障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。また、特別支援学校に対する各種貸出サービスの周知を図ります。</u>」</p> <p>ご指摘の点が明確になるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>3学校等における子どもの読書活動の推進 ⑥障がいのある子どもの読書活動の推進 b障がいの状態に応じた読書活動の充実</p>

		「一人一人の興味・関心を喚起することができるよう、読み聞かせやパネルシアター等に取り組み、学習の場や日常生活で本に触れる機会を多く設定したり、あらゆる障がいに応じた読書活動のための補助用具の整備・活用に努めます。」
2	<p>・学校図書館における台帳・分類等の基準や方針を県として統一してほしい。</p> <p>・学校司書及び司書教諭の専任配置と、各自治体もしくは教育事務所ごとの学校図書館アドバイザーの配置を希望する。</p> <p>・学校図書館関係者が情報共有できるホームページ等の整備をしてほしい。</p> <p>・各自治体の図書館で子ども読書リーダーの育成や、調べ学習支援を行うための県からの支援をしてほしい。</p>	<p>・県としての指針が必要であると考えており、今後検討を進めてまいります。</p> <p>・本計画において、学校図書館の環境整備とそのための専門的職員配置の促進及び関係者への研修の充実等については重点方針として位置付けており、計画に基づいて学校図書館のより一層の充実と図書館活用教育を進めてまいります。</p> <p>・学校図書館関係者を含む子どもの読書関係者の情報共有のためホームページの構築に努めます。</p> <p>・県立図書館等におけるスクールサービスデイの取組や、各市町村における先行取組事例の普及に努めるとともに、実施する市町村立図書館に対する支援をします。ご指摘の点について、以下のとおり修正します。</p> <p>2 地域における子どもの読書活動の推進 ①調べ学習等への対応の充実 「<u>県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習に開放するスクールサービスデイ等を実施し、学校や市町村立図書館における調べ学習に関する資料・情報の収集及び提供に努めます。また、市町村立図書館において、調べ学習が展開されるよう、資料の収集・提供等の充実を促します。</u>」</p>
3	<p>・学校独自で導入の難しいデータベースを、県立図書館を通して利用できるような支援をしてほしい。</p> <p>・県立学校間の物流システムを確保してほしい。</p>	<p>・県立図書館による学校への支援や学校間の物的、人的ネットワークの充実が必要であると考えています。他県の事例も参考にしながら、学校図書館への支援に取り組んでまいります。</p>

	<p>・各地の公民館活動等において、世代を超えての読書グループをつくるなどの取組も進めてほしい。</p>	<p>・地域における読書活動がより幅広く展開されるよう、様々な読書活動の事例の普及に努めます。</p>
4	<p>・「読書活動を週1回以上実施している学校の割合」の指標について、目標値達成のため、具体的な取組をお願いしたい。</p> <p>・学校図書館の情報化について、導入及び維持管理に財政的支援をしてほしい。</p> <p>・学校司書の研修機会の充実と参加体制の整備を望む。</p>	<p>・数値目標達成のため、平成26年度から実施予定の管理職を含む学校図書館関係者の研修等において、読書活動の重要性の普及に努めます。</p> <p>・学校図書館の情報化に加えて適切な維持管理も必要であり、ご指摘を受けて以下のとおり修正します。</p> <p>3学校等における子どもの読書活動の推進 ③ 学校図書館の整備・充実 Ⅰ)学校図書館の情報化の促進 「学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書のデータベース化を進めるとともに、校内LANによって、学校内のどこにあっても学校内外の図書情報にアクセスできるよう、図書資料などの資源を共有する取組等を促進します。<u>また、機器等の適切な維持管理が図られるよう促します。</u>」</p> <p>・学校司書を対象とした研修を実施し、参加体制の整備について各市町村へ働きかけます。</p>

第3次大分県子ども読書活動推進計画 (案)

平成26年3月

大分県教育委員会

目 次

第1章 第3次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標及び重点方針	2
3 計画の期間	3
4 計画の体系	4
第2章 第2次大分県子ども読書活動推進計画における取組・成果・課題 ...	5
1 第2次計画期間における取組・成果	5
(1) 家庭・地域における取組・成果	
(2) 学校等における取組・成果	
2 第2次計画期間における課題	9
(1) 家庭・地域における課題	
(2) 学校等における課題	
3 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	11
(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化	
(2) 学習指導要領の改訂	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	12
1 家庭における子どもの読書活動の推進	12
<家庭の役割>	
<具体的な方策>	
① 保護者の読書活動への理解の促進	
② 家庭における読書活動への支援	
2 地域における子どもの読書活動の推進	13
(1) 図書館における取組	13
<図書館の役割>	
<具体的な方策>	
① 公立図書館の整備	
② 読書に親しむ機会の提供	
③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実	

- ④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化
 - ⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実
 - ⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実
 - ⑦ 情報化の促進
 - ⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進
 - ⑨ 学校図書館との連携・協力の推進
 - ⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援
 - ⑪ 調べ学習等への対応の充実
- (2) 公民館・児童館等における取組 …………… 1 6
- ＜公民館・児童館等の役割＞
- ＜具体的な方策＞
- ① 読書に親しむ機会の充実
 - ② 読書環境の整備・充実
 - ③ 職員の知識・技術の向上
- (3) ボランティア等における取組 …………… 1 6
- ＜ボランティア等の役割＞
- ＜具体的な方策＞
- ① 情報収集・提供の充実
 - ② 研修機会等の支援
 - ③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築
 - ④ 「子どもゆめ基金」等の活用の促進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進 …………… 1 7
- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組 …………… 1 7
- ＜幼稚園・保育所・認定こども園等の役割＞
- ＜具体的な方策＞
- ① 資料、設備の整備・充実
 - ② 絵本等に親しむ機会の充実
 - ③ 教職員、保育士等の資質向上
 - ④ 公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進
- (2) 小学校・中学校・高等学校等における取組 …………… 1 8
- ＜学校の役割＞
- ＜具体的な方策＞
- ① 学校における体制づくりの推進
 - ② 読書習慣の確立・読書指導の充実
 - ③ 学校図書館の整備・充実
 - ④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

⑤ 家庭・地域との連携による読書活動の推進	
⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進	
4 普及啓発活動	2 3
<具体的な方策>	
① 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進	
② 優れた取組の奨励	
③ 各種媒体による広報活動の推進	
第4章 推進施策の効果的な実施に向けて	2 4
1 推進体制の整備	2 4
(1) 県の推進体制の充実	
(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ	
(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進	
2 計画の進行管理及び目標指標	2 4
(別表) 目標指標	2 5
<参考資料>	
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	2 7
2 県内公立図書館等一覧	3 0
3 用語解説	3 1

(注) 本文中の語句の末尾に※印があるものは、用語解説に掲載しています。

第1章 第3次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）は、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動^{*}は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とうたっています。また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が明記されています。

これらを踏まえ、国においては、平成20年3月におおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子ども読書活動推進基本計画（第2次計画）」が策定され、引き続き平成25年5月に第3次計画が策定されました。

本県においては、こうした国の動向を踏まえ、平成21年3月に策定した「第2次大分県子ども読書活動推進計画」および平成18年6月に策定し平成24年3月に改訂した「新大分県総合教育計画」（平成18～27年度）において挙げた「豊かな心をはぐくむ体験活動や読書活動の推進」の下、子どもがあらゆる場所で読書に親しむことができる環境を整備し、読書習慣を形成することを目的に全県的な子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

本計画は、前計画における取組の成果と課題および情勢の変化を踏まえ、新たに大分県における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するために策定し、継続して大分県における子どもの読書活動を推進するものです。

2 計画の目標及び重点方針

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等生きる基礎力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書は子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける契機になります。

大分県の子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることを目指して、「生きる力をはぐくむ読書習慣の形成」「いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備」及び「図書資料を活用して調べる技能と態度の育成」を目標に、3つの重点方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

<目標>

- 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成
- いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備
- 図書資料を活用して調べる技能と態度の育成

<重点方針>

① 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが本に親しみ、質の良い読書活動を行うためには、子どもと本をつなぐ、「読書を支える人」の存在が必要です。専門的能力を備えた人材が、読書のアドバイザーとして、子どもの発達段階を踏まえて適切な本を紹介するなど、子どもに読書の楽しさを実感させることが重要です。

(取組の方向性)

- ・より早い時期での子どもの読書習慣形成のための乳児期からの読書活動支援
- ・学校図書館の基盤整備のための専門的職員配置の促進と関係者への研修の充実
- ・地域で子どもの読書活動を支えるための読書ボランティアの養成と活動支援

② 家庭・地域・学校が連携した読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するためには、家庭・地域・学校において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもたちの感性を磨くための多様な図書資料の整備が重要です。特に子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関及び民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

(取組の方向性)

- ・全県的な読書環境整備のための、各市町村における子ども読書活動推進計画策定の促進
- ・市町村立図書館、学校図書館等の支援のための、県立図書館による協力貸出、団体貸出、協力レファレンス等の充実

③ 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、県民の理解と関心を深める必要があります。

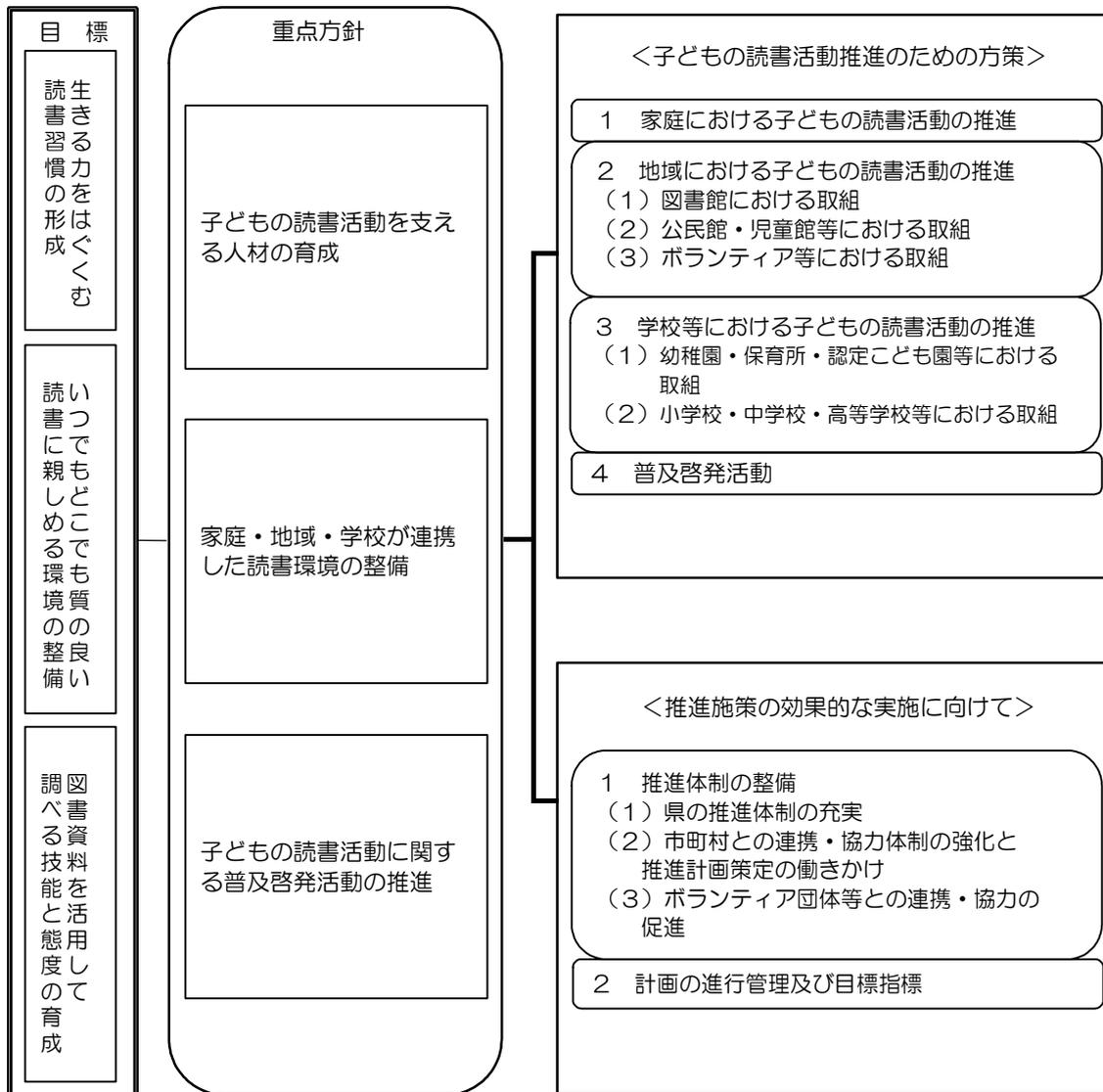
(取組の方向性)

- ・子どもの読書活動関係者のネットワークの構築
- ・子どもと本をつなぐネットワークフォーラムの開催や読書活動表彰の実施等を通じた普及啓発
- ・ホームページ等による情報の共有と発信

3 計画の期間

平成26年度からおおむね5年間とします。

4 計画の体系



第2章 第2次大分県子ども読書活動推進計画における取組・成果・課題

1 第2次計画期間における取組・成果

平成21年度からの約5年間、目標である「読書習慣の形成」、「いつでもどこでも読書に親しめる環境の整備」を達成するため、様々な方策に取り組みました。その結果、読み聞かせグループ数の増加、全校一斉の読書活動を実施している学校数の増加、市町村における子ども読書活動推進計画策定率の上昇など、子どもの読書活動を推進する環境に確かな前進が見られました。

(1) 家庭・地域における取組・成果

① 子ども読書ボランティアグループ等の支援

- ・ 県立図書館に子ども読書支援センターを設置し、全県的な子ども読書活動推進のため、子ども読書推進員の派遣や情報発信を行い、家庭や学校等における読み聞かせ活動を支援しました。
- ・ 県立図書館において子ども読書ボランティアリーダー養成講座を実施し、読み聞かせ等の研修会で、実技指導や助言者として活動できる実践的なリーダーを2か年にわたり養成しました。

【読み聞かせ等グループの数】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
グループ数	235	279	312	313

県立図書館読み聞かせ等のグループ調査結果より

県内の読み聞かせグループの数は、平成21年度の235グループから平成24年度は313グループに増加するとともに、その活動はすべての市町村において行われており、また、学校支援ボランティアとして活動するグループが増加傾向にあり、子どもの読書活動を支援するボランティア団体の活動の場は広がっています。

② 発達段階に応じた図書資料及び情報の提供

- ・ 県立図書館において、学校図書館の基本的な役割や活動についてまとめた「学校図書館ハンドブック」を作成しました。
- ・ 小・中学生を対象にした理数系推薦図書リスト「科学読物ブックリスト」を「児童文学と科学読物の会」の協力により作成しました。

- ・ことばに関する推薦図書リスト「ことばのブックリスト ことばこ」を作成しました。
- ・大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）^{*}を拡大し、小・中・高等学校の選書機能の充実及び相互貸借の推進を図りました。

【県立図書館が作成したブックリスト等】

項目	平成22年度		平成23年度
	ブックリスト等	学校図書館 ハンドブック	科学読物 ブックリスト

各リストは県内の公立図書館、小・中学校等に配布し活用を呼びかけました。また、県立図書館ホームページにおいて公開しました。

③ 家庭での読書活動推進

- ・PTAを対象とした研修会等において、読み聞かせの重要性について説明するなど、読書の意義等についての啓発を行いました。
- ・「家庭で読書」普及啓発チラシを作成し配布しました。
- ・県立図書館において、子育て世代を対象に、絵本等の宅配セット貸出を行いました。

④ 図書館職員の研修の充実及び先進事例の情報提供

- ・県立図書館において公立図書館等職員研修会を年間5～6回実施しました。

【公立図書館等職員研修会に参加した図書館等職員の割合】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加者数	565人	479人	380人	477人
年間実施回数	6回	6回	6回	5回
1回あたりの参加率	37.7%	30.4%	26.0%	36.8%
市町村図書館職員数	250人	263人	244人	259人

県立図書館における「公立図書館等職員研修会」

⑤ 全県的な読書活動推進体制の整備

- ・平成24年度に市町村子ども読書活動関係者研修会等を実施することで、市町村における「子ども読書活動推進計画」策定を促進しました。

【推進計画を策定している市町村の割合】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
策定率	22.2%	22.2%	33.3%	61.1%	66.7%
策定済市町村数	4	4	6	11	12
市町村数	18	18	18	18	18

資料：市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査（大分県教育委員会）

推進計画を策定している市町村の割合は、研修会実施の効果もあり12市町村となり、策定率は66.7%となりました。

(2) 学校等における取組・成果

- ・平成23年度から小・中学校を対象とした学校図書館活用モデル校へ学校図書館アドバイザーを派遣し、館内整備、蔵書の充実、読書活動の活性化、授業活用の促進を行うとともに、モデル校における活動事例の普及研修を実施しました。
- ・校長、司書教諭^{*}、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）（以下「学校司書」という。）等の学校図書館関係者への研修会を実施しました。
- ・学校図書館アドバイザー派遣の取組や、各市町村が作成する学力向上に向けた行動計画への位置付けなどを通して、小・中学校における学校司書の専任配置を促しました。

① 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

【全校一斉の読書活動を実施している学校の割合】

対象	平成20年度		平成22年度		平成24年度	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
小学校	96.6%	91.6%	96.2%	96.8%	96.4%	98.9%
中学校	86.9%	47.1%	87.5%	63.2%	88.2%	53.4%
高等学校	39.7%	63.0%	41.1%	59.6%	41.0%	48.9%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省、大分県教育委員会）

- ・全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は、小学校においては、平成24年度は98.9%で、平成20年度と比較すると7.3ポイント増えており、全国平均を2.5ポイント上回っています。
- ・中学校においては、平成24年度は53.4%で、平成20年度と比較すると6.3ポイント増えていますが、全国平均を大きく下回っています。
- ・高等学校においては、平成24年度は48.9%で、平成20年度と比較すると14.1ポイント減っていますが、全国平均は7.9ポイント上回っています。

② 学校図書館の図書資料の整備等

【学校図書館図書標準^{*}を達成している学校の割合】

対 象	平成20年度		平成22年度		平成24年度	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
小 学 校	45.2%	63.0%	50.6%	68.2%	56.8%	68.2%
中 学 校	39.4%	59.2%	42.7%	64.2%	47.5%	64.7%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省、大分県教育委員会）

- ・学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校においては、平成24年度は68.2%で、平成20年度と比較すると5.2ポイント増えており、全国平均を11.4ポイント上回っています。
- ・中学校においては、平成24年度は64.7%で、平成20年度と比較すると5.5ポイント増えており、全国平均を17.2ポイント上回っています。

③ 学校図書館活用のための人的配置

【小・中学校における学校司書の配置状況】

項 目	平成24年度	平成25年度
1校専任配置校数	66	86
2～3校兼任配置校数	301	277
未配置校数	52	48

資料：平成25年度小・中学校図書館の人的配置の状況（大分県教育委員会）

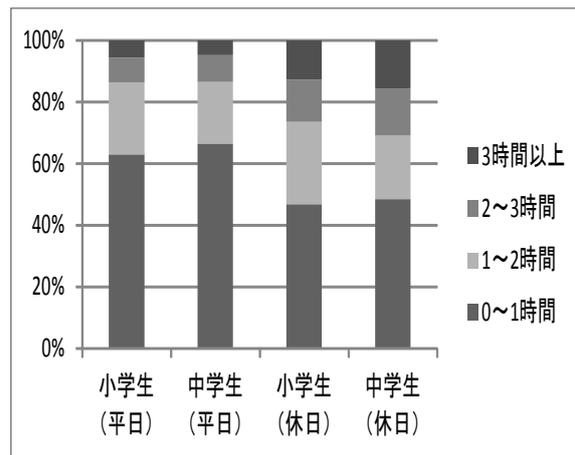
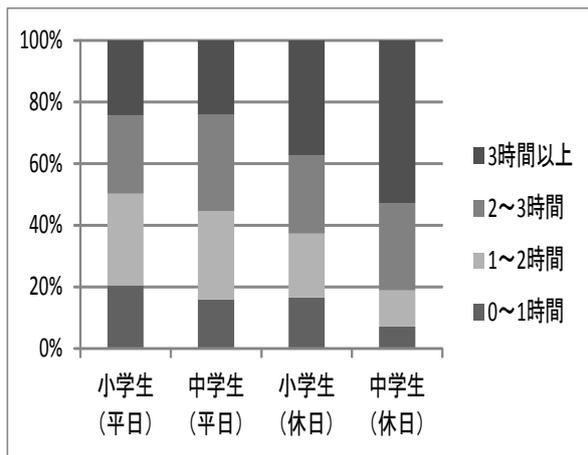
- ・学校司書については、平成24年度から地方交付税措置で配置のための経費が国から一部支援されており、増加する傾向にあります。

2 第2次計画期間における課題

読書量の多い小学生に比べ、中学生になると、その量が減少するという状況は依然として続いており、子どもたちの自主的な読書活動を推進するために、今後も引き続き家庭・地域・学校の連携を深め、社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。

(1) 家庭・地域における課題

- ・テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話・スマートフォンなど、様々なメディアの著しい普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした生活環境や家庭環境の変化が、子どもたちの活字離れを進ませる一因となっています。
- ・家庭において、読書が子どもの生活の中に根付くよう、様々な機会を通して読書活動の意義や重要性について保護者に働きかけていく必要があります。
- ・家庭における読書活動の充実のため、親子で参加できる読書に親しむ機会の実施及び情報提供が求められています。
- ・本県において図書館を設置している市町村（平成25年4月現在）は、18市町村のうち16市町村であり、また、残る2町村にも図書館同等施設があり、全国的には比較的上位に位置しています。しかし、図書館活動の充実には地域差があり、全県的な子ども読書活動への取組が求められています。
- ・県内の多くの地域で、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供やおはなし会、ボランティアに対する講座等が行われていますが、地域によってその充実度が異なっています。各地域において、児童図書担当職員や指導的立場の実践者を育成する必要があります。
- ・子どもにとって身近な存在である市町村立図書館において、幅広い児童図書の収集・提供が行われるよう、子ども向けの図書資料費の予算確保について、引き続き市町村に働きかけていくことが必要です。
- ・公民館や児童館^{*}にある図書室は、地域の人々の読書活動において、身近な支援の場となっていますが、所蔵資料は必ずしも十分とはいえません。地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、公民館や児童館において、子どもの読書活動に対する理解を深める取組が求められています。



【児童生徒がテレビを見る時間】

【児童生徒がゲームをする時間】

資料：平成25年度大分県学力定着状況調査（大分県教育委員会）

（2）学校等における課題

- ・幼稚園や保育所においては、読み聞かせ等の取組が積極的に行われていますが、その取組状況や蔵書等には差があります。また、発達段階に応じた読書活動についての職員の研修が必要とされています。
- ・読み聞かせ等家庭での読書活動の大切さを理解してもらうための働きかけを通して保護者を支援していくことが求められています。
- ・1か月に読む本の冊数が0冊と回答した小学生が7.7%（全国11.5%）、中学生が28.7%（全国26.7%）であり、中学校は小学校と比べて不読者の割合が高くなる傾向が見られます。
- ・学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の割合（平成25年度）は、小学校97.5%、中学校83.0%でほぼ全国平均並ですが、学校図書館が「学習・情報センター」として、これまで以上にその機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。
- ・本県において、学校図書館図書標準を達成している学校数の割合（平成24年度）は、1の（2）②で示した通り、小・中学校ともに6割を超えていますが、残りの3割について、学校図書館図書標準の達成に向けた予算措置が求められます。また、全校について適正な図書資料の更新とさらなる整備・充実に向けて、各市町村へ働きかける必要があります。

3 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化

インターネット、各種電子端末等の様々な情報媒体の発達・普及により、大量の情報が入手可能となった反面、それらのメディアの利用に関して、様々な問題が起こっています。また、電子書籍の出版が拡大するなど、子どもの読書を取り巻く環境は急激に変化しており、今後の推移について十分に留意することが必要です。

(2) 学習指導要領の改訂

現行の学習指導要領においては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語活動の充実を図ることとされています。中でも、読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じて取り組むことが求められています。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

<家庭の役割>

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが幼い頃から本の楽しさを知るために、日常生活の中で自然に本に親しむことができる環境をつくるのが大切です。

このため、家庭においては、保護者自身が読書活動の意義を認識し、子どもの成長にあわせた読み聞かせをすることや、大人が楽しみながら読書する姿を見せ、子どもとの読書や共に図書館に出向くことなどの本に親しむ工夫や配慮が必要であり、読書を親子のふれあいの機会として活用していくことが望まれています。

<具体的な方策>

① 保護者の読書活動への理解の促進

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県や市町村、NPO団体などが実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性、読み聞かせのノウハウなどについて紹介するとともに、PTAの協力を得ながら、家庭において日常的な取組がなされるよう促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介することにより、家庭における読書活動に対する理解の促進を図ります。また、読書習慣のない保護者にも読書の楽しさを伝えるために、読書週間等のイベントや講座情報などを図書館報や市報等を活用して幅広く広報するとともに、各図書館の推薦する本等の情報発信も行っていく必要があります。

② 家庭における読書活動への支援

ア) 親子で読書に親しむ機会の充実

図書館や公民館、児童館などが実施するおはなし会等、親子が共に読書に親しむ機会及び情報の提供に努めるとともに、妊娠期、また乳幼児期からの親子参加の呼びかけを通じて、家庭における読書活動の充実に努めます。

イ) 家庭における読み聞かせ等に関する講座の充実

家庭における読み聞かせや読書の重要性について、理解の促進を図るため、保護者等を対象とした読み聞かせや子どもの本に関する講座を実施します。

ウ) 乳児のいる家庭での読書環境の充実

乳児期から絵本に親しむため、市町村で行われているブックスタート[※]等の取組を促進し、家庭に絵本がある環境づくりに努めます。あわせて、妊娠期から絵本に親しむための支援に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における取組

＜図書館の役割＞

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもにとって身近な場所で本に親しむ環境を整備していくことも重要です。

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しさにふれることができる場であり、読書を通じて読解力や情報活用能力を身に付けることができる場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について相談できる場でもあります。

図書館は、地域の情報拠点として幅広く多様な資料を収集し、子どもが利用しやすい環境の整備や、子どもの読書に関する情報発信を行う必要があります。

更に図書館は、子どもを対象としたおはなし会や読み聞かせ、講座、企画展示等の実施や、読書団体・ボランティアグループ等、子どもの読書活動を推進する団体の支援や研修等を行うことで、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を担っています。

今後も取組を充実させるとともに、地域における読書活動推進の中核的な役割を果たすことが求められています。

＜具体的な方策＞

① 公立図書館の整備

県は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日 文部科学省告示）」及び国の基本計画に基づいた市町村立図書館等の整備及び機能の充実が図られるよう働きかけます。

② 読書に親しむ機会の提供

ア) 子どもが本に親しむ機会の充実

県立図書館において、職員とボランティアの協力のもと、おはなし会を定期的に実施し、絵本の読み聞かせやストーリーテリング[※]、紙芝居の上演等を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、おはなし会などの定期的な開催や、わらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳児からのおはなし会の開催等、本に親しむ機会の提供を働きかけます。

1) 「こどもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日^{*}」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさに触れる機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館にも実施を働きかけます。

2) 広報紙・ホームページ等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティアなどに対し、広報紙・ホームページ等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村立図書館においても情報提供の充実を働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス^{*}・読書相談の充実

県立図書館において、子どもや保護者、図書館職員、ボランティア、教員等からの子どもの読書に関するレファレンス・読書相談に対応するとともに、県内の図書館サービスの向上が図られるよう、市町村立図書館における子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の支援に努めます。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣やボランティア団体等の情報、また、家庭での読書活動に役立つ情報提供に努めます。

⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書を選択・収集・提供、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応できるよう、全国や九州で開催される研修会・研究大会等に積極的に参加し、知識や技能等の習得に努めます。

また、その内容について県内の研修会等で還元し、市町村立図書館等職員の専門的知識・技能を高めるよう努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校をはじめ関係機関との連携を深め、障がいに応じた資料収集に努めるとともに、障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

また、特別支援学校に対する各種貸出サービスの周知を図ります。

市町村立図書館や学校図書館においても、子どもが安心して読書に親しめるよう読書活動に係る環境の整備を促します。

⑦ 情報化の促進

県立図書館において、県内すべての市町村立図書館や大学図書館等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの維持・充実に努めます。

また、公民館図書室を含む市町村立図書館において、インターネット検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化が図られるよう働きかけます。

更に、学校図書館の読書環境の充実のため、学校図書館に所蔵していない本を、公立図書館から貸出しできるシステムの構築に向けて、市町村立図書館と学校図書館のネットワーク化を働きかけます。

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進

ア) 市町村立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町村立図書館の児童サービスを支援します。さらに市町村立図書館の児童サービスの現状把握を行うとともに、情報の共有に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

公立図書館、特に市町村立図書館を中心として、読み聞かせグループなどのボランティア団体や青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所、児童館、民間施設などの関係機関と連携・協力し、子どもの読書活動に関する行事や講座等の充実、ブックリスト等の配布により、県内のあらゆる地域で本に出会える環境づくりをすすめ、子どもの読書活動を推進する取組を働きかけます。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進

学校における学習を支援するとともに、学ぶ意欲の向上を促すため、県立図書館と学校図書館とのネットワークを強化し、学校へ資料の貸出しを行うことにより、学校との連携・協力の推進に努めます。

また、市町村立図書館において、小・中学校との連携・協力の推進が図られるよう促します。

⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援

県立図書館では、県内の各地域や学校において子どもの読書に関わるボランティア活動をしている方を支援するため、資質向上の機会の提供等に努めます。

また、市町村立図書館においても読書ボランティアの養成が促進され、県内全域で子どもの読書環境が充実するよう働きかけます。

⑪ 調べ学習等への対応の充実

県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習に開放するスクー
ルサービスデー等を実施し、学校や市町村立図書館における調べ学習に関する資料・情報の収集及び提供に努めます。

また、市町村立図書館において、調べ学習が展開されるよう、資料の収集・提供等の充実を促します。

(2) 公民館・児童館等における取組

<公民館・児童館等の役割>

公民館や児童館は地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には家庭・地域・学校の連携の拠点としての機能も求められています。

これらの施設は、子どもが本と出会い親しむ機会を提供し、子どもの読書について気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、読書活動の意義や重要性の普及啓発に努めることが期待されています。

<具体的な方策>

① 読書に親しむ機会の充実

子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書室において保護者や地域ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促すとともに、「放課後子ども教室^{*}」や「放課後児童クラブ^{*}」の活動においても、読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう働きかけます。

② 読書環境の整備・充実

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

図書を気軽に閲覧できるための配慮、希望図書の貸出し等、子どもが読書に親しむための環境づくりを促進します。

イ) 図書室の整備・充実

蔵書の充実を図り、子どもが楽しめる配架の方法を工夫するなど、図書室の充実を促します。

ウ) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

公民館講座において、読書活動をテーマにした講座の開催を働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上

職員の読み聞かせ等の知識・技術の習得、その向上を目的とした研修会等への参加を促します。

(3) ボランティア等における取組

<ボランティア等の役割>

読書ボランティア団体には、読み聞かせ等の活動を行うとともに、学校や家庭、図書館・公民館・児童館等と連携した読書活動推進の取組への支援が期待されています。

また、保健所・保健センターなどの関係機関等においても、保護者に対して、読書活動の重要性の理解促進を図り、子どもが読書に親しむ機会の提供を行うなど、大きな役割を果たすことが期待されています。

＜具体的な方策＞

① 情報収集・提供の充実

読み聞かせグループ等のボランティア団体の活動を支援するため、情報収集・提供を行うとともに、県内ボランティア団体等の情報共有及び啓発のための手段としてホームページ等を活用し、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 研修機会等の支援

読み聞かせグループ等のボランティア団体への質の高い研修や講座、講演会など、資質向上のための機会の提供、活動の場の提供など、活動を支える仕組みづくりの推進に努めます。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築

家庭・地域・学校すべてが連携して子どもの読書活動を推進していくために、関係機関や団体等の全県的なネットワークを構築し、情報を共有しながら子ども読書活動の推進に努めます。

また、各市町村の公立図書館等を中心とした各地域におけるネットワークの構築に向けた取組を促します。

④ 「子どもゆめ基金^{*}」等の活用の促進

国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進するボランティア団体等の活動の充実を促します。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園^{*}等における取組

＜幼稚園・保育所・認定こども園等の役割＞

子どもの読書習慣を形成するためには、乳幼児期において、絵本の読み聞かせ等により本に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動の基礎を築く役割を果たすことが求められます。幼稚園・保育所及び認定こども園等においては、絵本や紙芝居等を整備し、子どもがいつでも本を手にとれる環境を整え、読書の楽しさを積極的に伝えることが期待されます。

＜具体的な方策＞

① 資料、設備の整備・充実

乳幼児が主体的に絵本や物語に親しむため、興味・関心、発達段階などに応じた絵本や紙芝居等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しみ、落ち着いてじっくりと見ることができ読書スペースを設置するなどの環境づくりに努めます。

② 絵本等に親しむ機会の充実

ア) 指導計画への位置付けの推進

指導計画の中に、発達段階に応じた絵本等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう促します。

イ) 家庭との連携による読書活動の推進

読み聞かせや絵本等との出会いの重要性を家庭に伝えるとともに、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや絵本の貸出しなどを行い、家庭における読み聞かせ等の活動を推進します。

③ 教職員、保育士等の資質向上

乳幼児が絵本や物語等に親しむ活動の取組に向け、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教職員や保育士の理解や技能を高めるよう努めます。

④ 公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進

公立図書館や保護者、ボランティア等との連携により、子どもの発達段階に応じた図書を選定し、その紹介に努めます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

<学校の役割>

学校では、従来から各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣の形成と情報活用能力の育成という大きな役割があります。

学校教育法においては、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

また、現行の学習指導要領においても、各教科等における言語活動の充実を目指し、学校図書館の一層の活用を図ることが必要とされ、学校における読書活動がますます重要視されています。

これらを踏まえ、学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校図書館活動の充実に向け、司書教諭が中心となり、学校全体で組織的に取り組む体制を整備するとともに、「読書センター」「学習・情報センター」としての学校図書館の計画的な活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められます。

<具体的な方策>

① 学校における体制づくりの推進

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるよう、校長をはじめとする管理職、司書教諭および図書館担当教員、学校司書が連携した校内組織の充実を促します。

また、学校図書館教育に関する校内研修の実施に取り組むとともに、校外研修への参加を促進します。

イ) 教育計画および年間指導計画における位置付け

長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し、子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりをすすめるとともに、学校図書館教育全体計画を作成すること、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用や読書活動の推進を位置付けることを促進します。

ロ) 年間活動計画作成の促進

司書教諭や専門的な知識・技能を有する学校司書が中心となって計画する全校的な読書活動について、年間活動計画の作成を促進するとともに、すべての教職員が目的を共有し、共通の意識を持って実施するよう働きかけます。

ハ) 学校図書館の計画的な利用の促進

各教科、総合的な学習の時間、特別活動^{*}等の全教育活動における計画的な利用を促し、「読書センター」「学習・情報センター」としての図書館機能の活用を促進します。

ニ) 学校図書館の充実に向けた指導と助言

指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行います。

ホ) 学校図書館についての情報提供の充実

国等の学校図書館に関する情報を収集し、子どもの読書活動推進に関するホームページ等を通じて、学校図書館へ情報提供を行います。

② 読書習慣の確立・読書指導の充実

ア) 各教科等における読書活動の促進

各教科等の授業において本を紹介するなどの取組を行うことにより、児童生徒の興味・関心に応じた読書支援の充実を促します。

イ) 朝読書、読み聞かせ等の読書活動の推進

児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるため、朝の読書活動をはじめとする集団読書や読み聞かせ、ブックトーク^{*}等の一層の取組を促します。

ロ) 推薦図書等の選定・活用

大分県学校図書館協議会の選定図書や子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リストの活用を引き続き図るとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう促します。

ハ) 読解力・情報活用能力の育成

学校図書館を効果的に活用することによって、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、調べ学習や多様な学習活動を展開し、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。

ニ) 先進的な取組の紹介による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進する関係者などを対象とした交流会等の機会に、読書活動の先進的な取組を行っている学校の実践事例を紹介することにより、各学校における多様な読書活動の展開を促進します。

加) 図書委員会活動の活性化

児童生徒による図書委員会活動に関する交流や情報交換を促進します。

③ 学校図書館の整備・充実

ア) 蔵書の整備・充実

【小学校・中学校において】

各市町村に対して、「学校図書館図書整備5か年計画」^{*}（平成24年～28年）による地方交付税措置に基づき、学校図書館図書標準を達成するとともに、新聞を活用した学習を行う環境を整備するために、必要な予算措置を講じ、図書館資料の整備・充実を図るよう働きかけます。

また、情報が古くなった資料等の適切な更新を行うよう促します。

【高等学校等において】

学校図書館機能を更に充実させ、生徒の探究的な学習を効果的に実施することを目指して、図書および新聞等の整備・充実に努めるとともに、情報が古くなった資料等の適切な更新を行うよう促します。

イ) 魅力的な図書資料等の充実

児童生徒が読みたくなる本や授業利用に役立つ本を中心に学校独自で選定し、計画的な図書資料の充実を図られるよう促します。

ロ) 施設・設備の整備・充実

児童生徒が行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように、施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室^{*}などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置など、常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫に努めます。

ハ) 学校図書館の情報化の促進

学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書のデータベース化を進めるとともに、校内LANによって、学校内のどこにあっても学校内外の図書情報にアクセスできるよう、図書資料などの資源を共有する取組等を促進します。

また、機器等の適切な維持管理が図られるよう促します。

④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

ア) 司書教諭の役割の明確化

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。

イ) 司書教諭の発令の促進

司書教諭の養成を促進することなどにより、12学級未満の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわる人づくりを促します。

ウ) 学校司書の配置の促進

学校図書館には、子どもと本をつなぐ専門的職員として常駐の学校司書が必要です。学校司書が学校図書館を整備し、子どもたちが自主的に学べる環境を整え、司書教諭と連携して様々な読書活動を企画・運営したり、学習活動を支援したりすることが有効です。

【小学校・中学校において】

国は各市町村に対して、平成24年度から地方交付税措置により、学校司書配置に必要な予算措置を講じています。県も学校司書の小・中学校図書館への配置を促します。

【高等学校等において】

学校図書館の一層の活用を図るため、今後も学校司書配置の確保と充実に努めます。

I) 学校司書と司書教諭の連携の促進

【小学校・中学校において】

学校司書の全校配置が促進されるよう市町村に働きかけるとともに、研修会での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭の連携が図られるよう促します。

【高等学校等において】

学校図書館の活用を更に充実するため、研修会での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭の連携促進に努めます。

カ) 研修等の充実

学校図書館に関する最新の情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、司書教諭と学校司書等、更に校長や教頭などの管理職、一般教職員の資質の向上と意識の醸成を図ります。

⑤ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

ア) 公立図書館との連携の推進

公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習成果物等の公立図書館での展示会開催など、公立図書館と連携した多様な読書活動の展開を図るよう促します。

また、情報や資源の共有化を図り、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促進します。

イ) 家庭・地域との連携の促進

家庭における読書習慣を身に付けさせるため、学校だよりなどを活用した読書のすすめや読書会等の取組を促進するとともに、読み聞かせボランティアや地域住民の協力による読み聞かせなどの機会の提供を促します。

ウ) 学校図書館の適切な開放の促進

小・中・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

ア) 読書指導の充実

a 教職員の専門性の向上

障がいの状態や発達段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識の向上を図ります。

また、専門的な理解や技能を得ることができるよう、研修会等への参加を促進するとともに、その内容について周知する体制づくりに努めます。

b 障がいの状態に応じた読書活動の充実

一人一人の興味・関心を喚起することができるよう、読み聞かせやパネルシアター^{*}等に取り組み、学習の場や日常生活で本に触れる機会を多く設定したり、あらゆる障がいに応じた読書活動のための補助用具の整備・活用に努めます。

c ボランティア等への支援の充実と連携の促進

障がいのある子どもと本をつなぐ読み聞かせ等のボランティアグループを育成し、活動を支援します。読み聞かせ等ボランティアグループが障がいについて学ぶ研修機会の提供に努めます。

また、学校と保護者や地域のボランティア等との連携を図ります。

イ) 学校図書館の整備・充実

a 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定に努めます。

b 読書環境の整備・充実

公立図書館と連携し、必要な資料の提供の充実を図るとともに、読書環境の充実に努めます。

4 普及啓発活動

子どもの読書活動の推進に向けて、その意義や重要性について広く県民の理解と関心を高めるとともに、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努める必要があります。

＜具体的な方策＞

① 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進

・「子ども読書の日」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を県民に広報し、県立図書館において子どもが読書に親しむことを目的とした行事を開催するとともに、各市町村でも活発に実施されるよう促します。

また、県や市町村の行事などについて、ホームページ等を通じた県民への広報に努めます。

・子どもの読書活動を推進する関係者などが交流し、その活動を発表・共有する機会を提供することにより、家庭・地域・学校における子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

② 優れた取組の奨励

国の表彰制度および、県の読書活動コンクール等により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、表彰校等の優れた取組の奨励を図るとともに、ホームページや事例発表の機会等を通じて、実践例を広く紹介します。

③ 各種媒体による広報活動の推進

ア) ホームページを活用した広報活動の推進

県内のボランティア団体等の情報をはじめ、県内外の子どもの読書活動に関する様々な情報の窓口となるホームページを設け、県内全域に広く情報提供を行います。

イ) あらゆる機会を通じた広報活動の推進

県内外の子どもの読書活動に関する様々な情報発信を行うとともに、読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るため、リーフレットや広報紙の発行、マスメディア等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

第4章 推進施策の効果的な実施に向けて

1 推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実

学校、図書館、市町村、民間団体等の関係者からなる「大分県子ども読書活動推進連絡会議」を定期的開催し、家庭・地域・学校の連携・協力の在り方についての検討や情報交換等を行い、その成果を生かしながら施策の効果的な推進に努めます。

また、子どもの健やかな成長を目指し、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

子どもの読書活動の推進に関する総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を努めます。

県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関する様々な情報を収集し、各市町村に提供することにより、市町村間の連携・協力体制の整備が推進されるよう努めます。

また、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が策定されるよう働きかけます。さらに、策定された「子ども読書活動推進計画」の評価・検討が行われ、計画が確実に実行されるよう促します。

(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進

県内における子どもの読書活動を支援するセンター機能を整備し、子どもの読書に関する積極的な情報収集・提供を行うとともに、ボランティア団体等のネットワーク化を促進します。

また、家庭文庫^{*}や読み聞かせグループ、学校、図書館関係者、保護者等の交流の機会を提供することにより、子どもの読書活動にかかわる人々の連携・協力の促進に努めます。

2 計画の進行管理及び目標指標

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して評価・検討を頂き、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

(別表)

目標指標

指 標 名		現 状 値		目 標 値
			年度	平成30年度
読み聞かせグループの数		313 グループ	H24	350 グループ
公立図書館における中学生以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数		10.7冊	H24	14.6冊
読書活動を週1回以上実施している学校の割合	小学校	96.9%	H24	100.0%
	中学校	50.4%	H24	94.0%
	高 校	28.9%	H24	40.0%
1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合	小5	89.9%	H25	100.0%
	中2	83.3%	H25	90.0%
	高1	57.7%	H25	70.0%
読書が好きな児童生徒の割合	小6	72.7%	H25	82.0%
	中3	67.8%	H25	77.0%
	高1	65.6%	H25	75.0%
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	68.2%	H24	100.0%
	中学校	64.7%	H24	100.0%
学校図書館においてボランティアなどと連携している小学校の割合		81.3%	H24	96.0%
小中学校における学校司書の配置割合	専任配置	20.9%	H25	50.0%
	兼任配置	67.4%	H25	50.0%
子ども読書活動推進計画を策定している市町村の割合		66.7%	H25	100.0%

参考資料

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	27
2	県内公立図書館等一覧	30
3	用語解説	31

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 県内公立図書館等一覧

<公立図書館>

平成25年8月1日現在

	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大分県立図書館	870-0008	大分市王子西町14番1号	097-546-9972
2	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市片端町1366番地の1	0979-22-0679
3	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒437番地の2	0979-43-2032
4	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
5	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	0979-54-3111
6	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
7	豊後高田市立図書館	879-0605	豊後高田市御玉101番地1	0978-25-5115
8	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
9	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院町下毛2130	0978-44-1111
10	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39	0978-42-5111
11	杵築市立図書館	873-0001	杵築市大字杵築1番地1	0978-62-4362
12	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
13	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2300-2	0978-82-1585
14	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160-2	0978-72-3500
15	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131-1	0978-69-0946
16	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田728番地	0978-67-3551
17	日出町立萬里図書館	879-1506	速見郡日出町2602番地の2	0977-72-2851
18	大分市民図書館本館	870-0839	大分市金池南1丁目5番1号	097-576-8241
19	大分市民図書館コンパルホール分館	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-538-3500
20	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
21	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184	0974-32-3317
22	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5-15	0972-85-0080
23	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104-1	097-586-3150
24	由布市立図書館庄内分館	879-5406	由布市庄内町西長宝420番地	097-582-0214
25	由布市立図書館湯布院分館	879-5102	由布市湯布院町川上3758番地1	0977-84-2604
26	佐伯市立佐伯図書館	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番33号	0972-24-1010
27	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1980番地	0974-63-1048
28	豊後大野市中央図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
29	豊後大野市歴史民俗資料館図書室	879-6643	豊後大野市緒方町下自在172	0974-42-4141
30	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
31	九重町・図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17-4	0973-76-3888

<公立図書室及び図書館類似施設> ※公立図書館未設置の2町村のみ掲載

	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1630番地の1	0978-87-2540
2	玖珠町わらべの館	897-4404	玖珠郡玖珠町大字森868-2	0973-72-6012

3 用語解説

(五十音順)

○ 大分県図書館情報ネットワーク (OLIB) (p. 6)

大分県図書館情報ネットワーク (OLIB)、通称「オリーブ」。大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館、学校図書館等向けの県立図書館蔵書検索・予約システム。

○ 学校図書館図書標準 (p. 8)

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

○ 家庭文庫 (p. 24)

子どもの読書活動を推進するため、個人が自宅を開放し、児童図書の貸出しやおはなし会等を行う場。

○ 子ども読書の日 (p. 14)

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。

○ 子どもゆめ基金 (p. 17)

(独) 国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。

○ 司書教諭 (p. 7)

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を担う職員のこと、教諭をもって充てる。12学級以上の学校には司書教諭を配置することが義務づけられている。

○ 児童館 (p. 9)

児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進したり、情操を豊かにしたりすることを目的としている。

○ 学校図書館図書整備5か年計画 (p. 20)

公立義務教育諸学校において、学校図書館図書標準を達成するための経費として、平成24年度からの5年間で、単年度約200億円、総額約1,000億円、また、新聞一紙を配備する経費として単年度約5億円、総額約75億円の地方交付税措置が講じられることとされている。

○ ストーリーテリング storytelling (p. 13)

語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

○ **読書活動** (p. 1)

子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たり、ストーリーテリングを聞いたりすること、読書会や朗読会等に参加すること、また、読書感想文を書いたり、そのコンクールに参加することなど、子ども自身が読書に関わりを持つこと。

○ **特別活動** (p. 19)

小学校では「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」及び「学校行事」を指す。

中学校では「学級活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

高等学校では「ホームルーム活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

○ **認定こども園** (p. 17)

幼稚園・保育園等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。

○ **パネルシアター panel theater** (p. 22)

白や黒の起毛した布地を張ったパネル（舞台）に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしたりしながら、話の内容に合った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

○ **ブックスタート bookstart** (p. 13)

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

○ **ブックトーク booktalk** (p. 19)

一つのテーマに沿って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

○ **放課後子ども教室** (p. 16)

すべての児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを利用して、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を実施し、子どもたちを地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくむことを目指す取組。

○ **放課後児童クラブ** (p. 16)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組。

○ **余裕教室** (p. 20)

学級数の減少によって恒久的に使われなくなった普通教室を指す。

○ **レファレンス(レファレンスサービス) reference service** (p. 14)

利用者の質問や相談等に、司書が所蔵資料等を活用して調査し、資料や情報の提供などを行う図書館サービス。